

教育委員会の現状に関する調査（令和2年度間）

1. 調査の概要

○実施時期

令和3年12月

○調査の対象

全都道府県・指定都市（67）、市区町村教育委員会（1,718）（特別区、広域連合（教育委員会の権限に属する事務の全てを処理するものに限る。）等を含み、事務の一部のみを処理するものは含まない。）

【対象期間】

令和2年度間又は令和3年3月31日の状況 ※一部項目については、令和元年5月1日時点

2. 主な質問項目

（1）教育大綱について

①教育大綱の策定状況について

（2）総合教育会議について

①開催状況について

②事務局について

③議事録等の作成・公表について

④総合教育会議の内容について

⑤意見聴取について

⑥会議を通じた首長部局との連携について

⑦総合教育会議のオンライン開催について

⑧総合教育会議以外で教育委員会と首長が意見交換する機会について

⑨首長との連携を強化するために総合教育会議を活性化させるための取組

（3）教育委員・教育長等の選任等

①選任の工夫

②教育委員への保護者、女性の選任

③教育長が不在となった事例

④教育長の任命の手続きについて

⑤教育長の再任回数について

（4）教育委員の研修

①教育委員の研修の実施について

（5）教育委員会会議の運営状況、保護者や地域住民への情報発信

①教育委員会会議の開催回数

②教育委員会会議の開催時間

③教育委員会会議の傍聴者の状況

④教育委員会会議の議事録等の作成・公表状況

（6）教育委員会会議の運営上の工夫

①教育委員会会議の運営上の工夫

②教育委員会会議のオンライン開催について

（7）教育委員会と首長との連携

①地教行法第23条の規定によるスポーツ・文化・公立社会教育機関に関する事務の所掌の弾力化

②教育委員会から首長部局への事務委任・補助執行の状況

（8）事務の共同処理について

①市区町村における事務の共同処理

（9）学校の裁量拡大

①学校管理規則の見直し状況

②学校裁量予算についての取組状況

（10）教育委員会事務局の状況

①職員の従事している業務について

②事務局職員の人事異動について

（11）教育委員会事務局職員の専門性

①教育委員会事務局における専門職員の採用

（12）指導主事の配置

①市区町村教育委員会の指導主事の配置状況

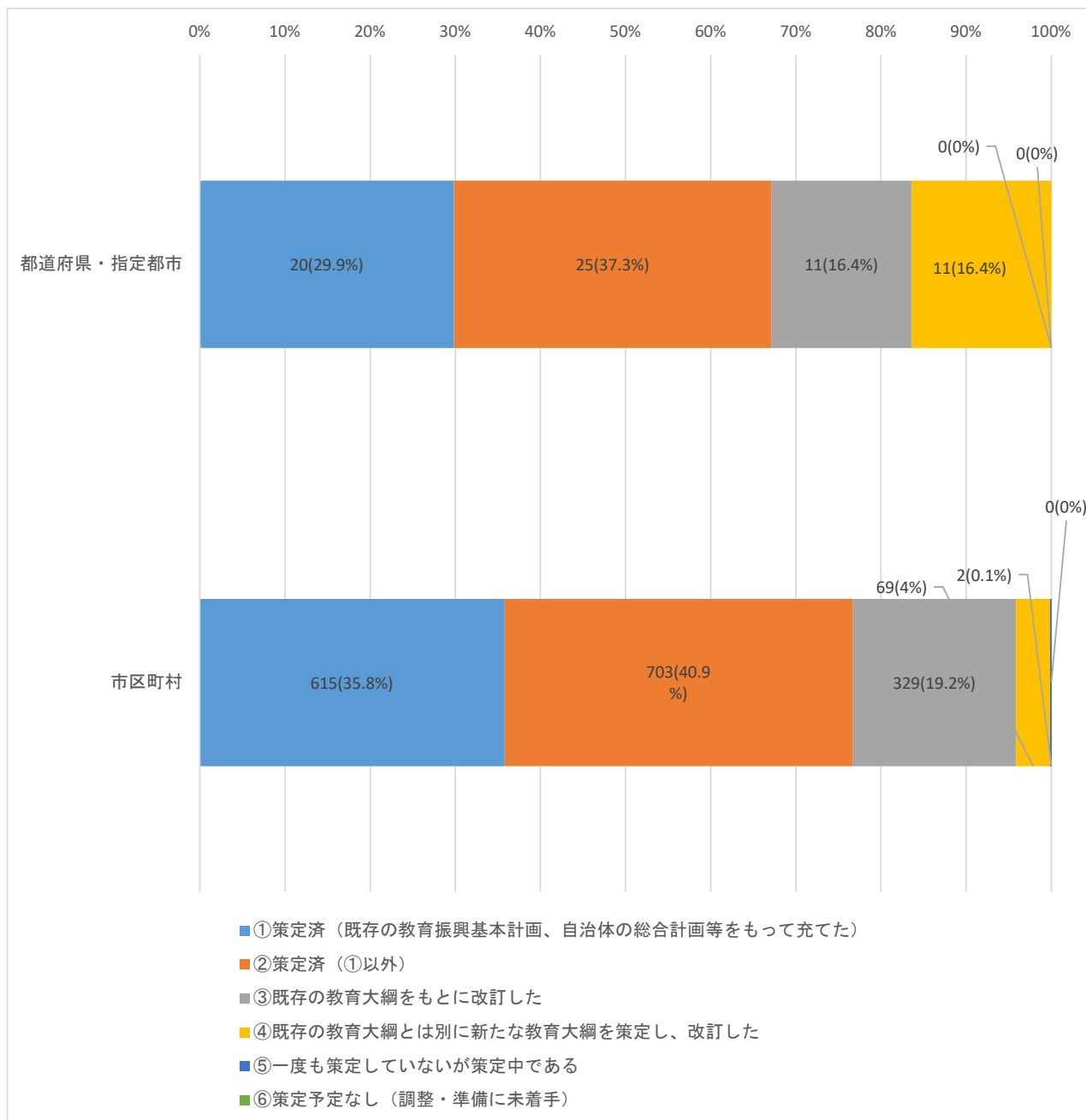
(1) 教育大綱について

①教育大綱の策定状況について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第1条の3において、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされている。

令和2年度は、1780（99.7%）の自治体において教育大綱が策定されている。教育大綱は、既存の教育振興基本計画や自治体の総合計画等をもって充てることも可能であり、635（大綱を定めている自治体の35.5%）の自治体において、そのような対応がされている【図1】。

【図1】教育大綱の策定状況



【未策定の町村（令和3年度中に策定済）】
長野県平谷村、宮崎県稚葉村

(2) 総合教育会議について

首長と教育委員会が、相互に連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、地
 教行法第1条の4に基づき、首長と教育委員会の協議及び調整の場として総合教育会議を設けることとされ
 ている。

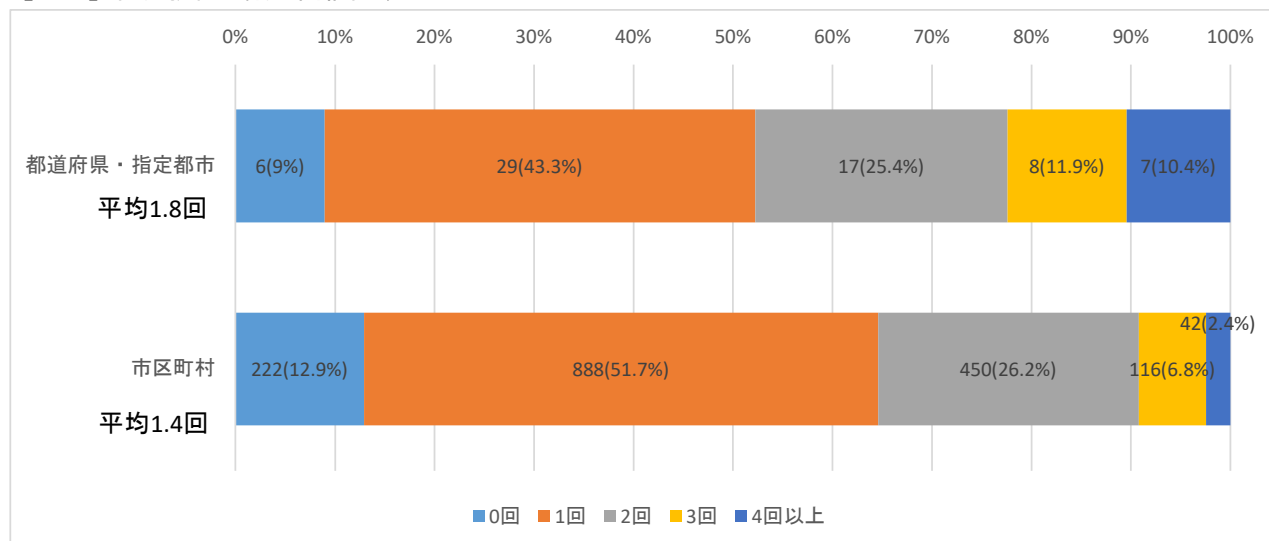
令和2年度は、1年間に都道府県・指定都市で平均1.8回、市区町村で平均1.4回開催されており【図
 2】、教育大綱に関する協議のほか、学校施設の整備やICT環境の整備、いじめ防止対策や学力向上に関する
 施策等の様々な内容について取り上げられている【表1】。

総合教育会議の開催に当たっては、構成員を首長、教育長や教育委員以外に拡大した取組や学校現場への
 視察を踏まえた会議の実施等、その活性化に向けて様々な工夫を行っている自治体もみられた【表2】。

また、文部科学省では、令和2年7月28日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知にお
 いて、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、オンライン会議システム等を活用して総合教育会議等を
 開催する場合における考え方を各教育委員会に対して示している。各自治体におけるオンラインでの総合教
 育会議の開催実績は【図9】のとおりであり、都道府県・指定都市では22.9%の自治体においてオンライン
 による開催が行われた。

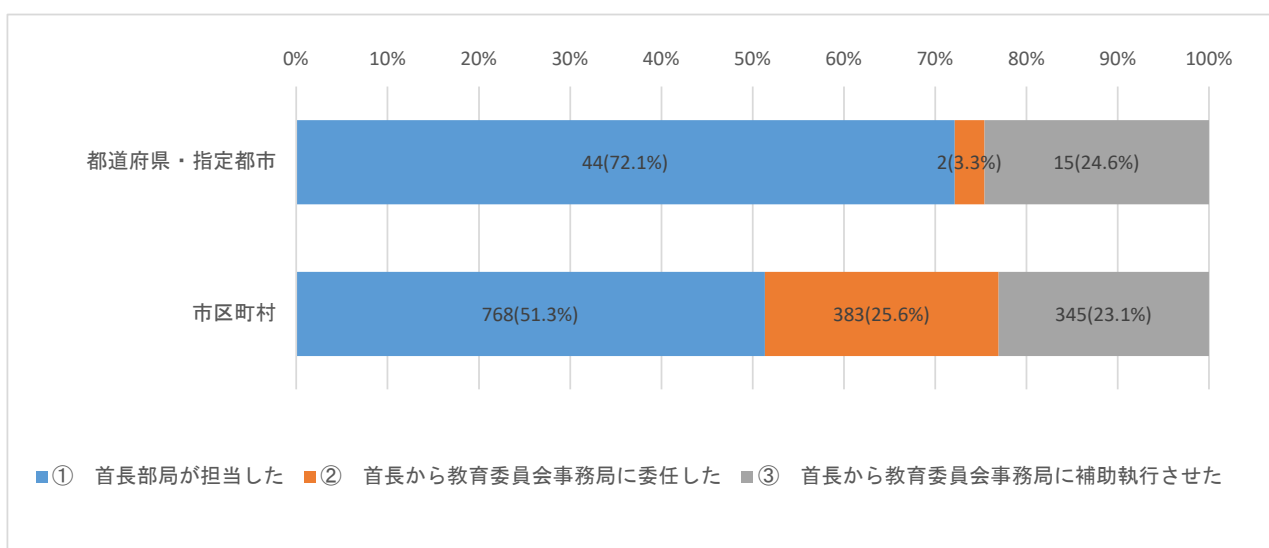
① 開催状況について

【図2】総合教育会議の開催回数



② 事務局について

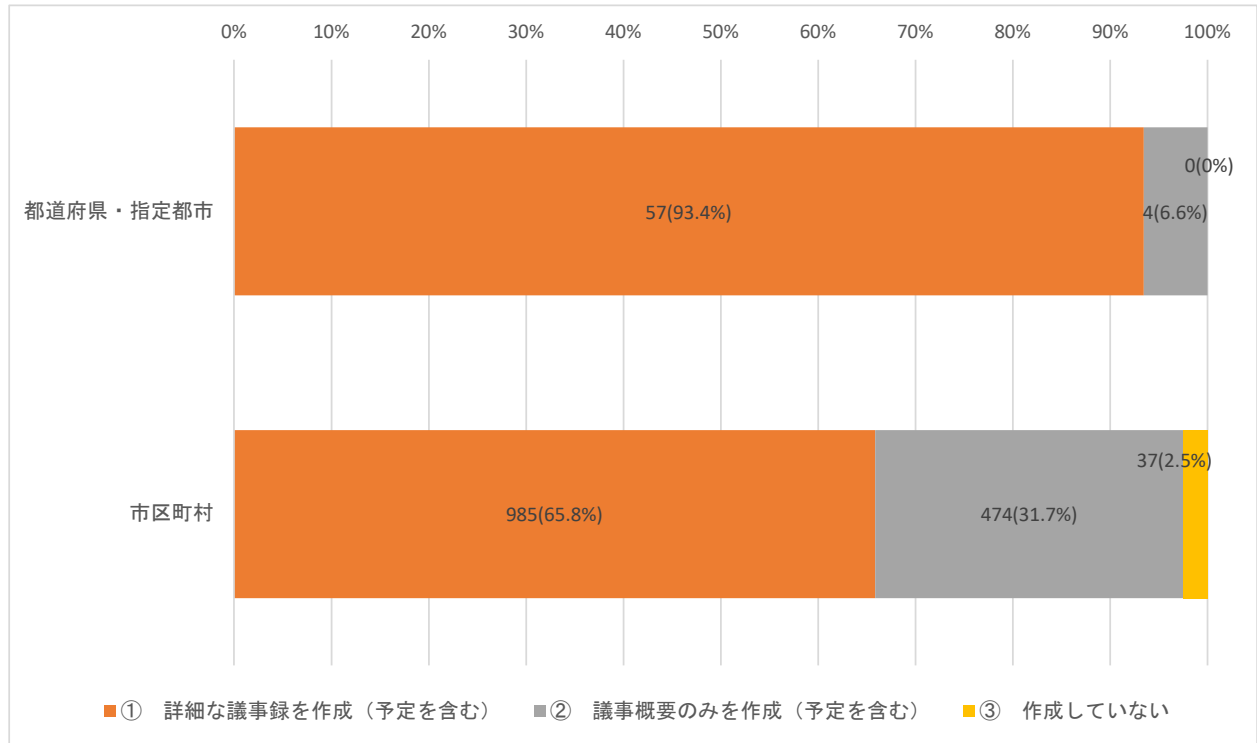
【図3】総合教育会議の事務局について



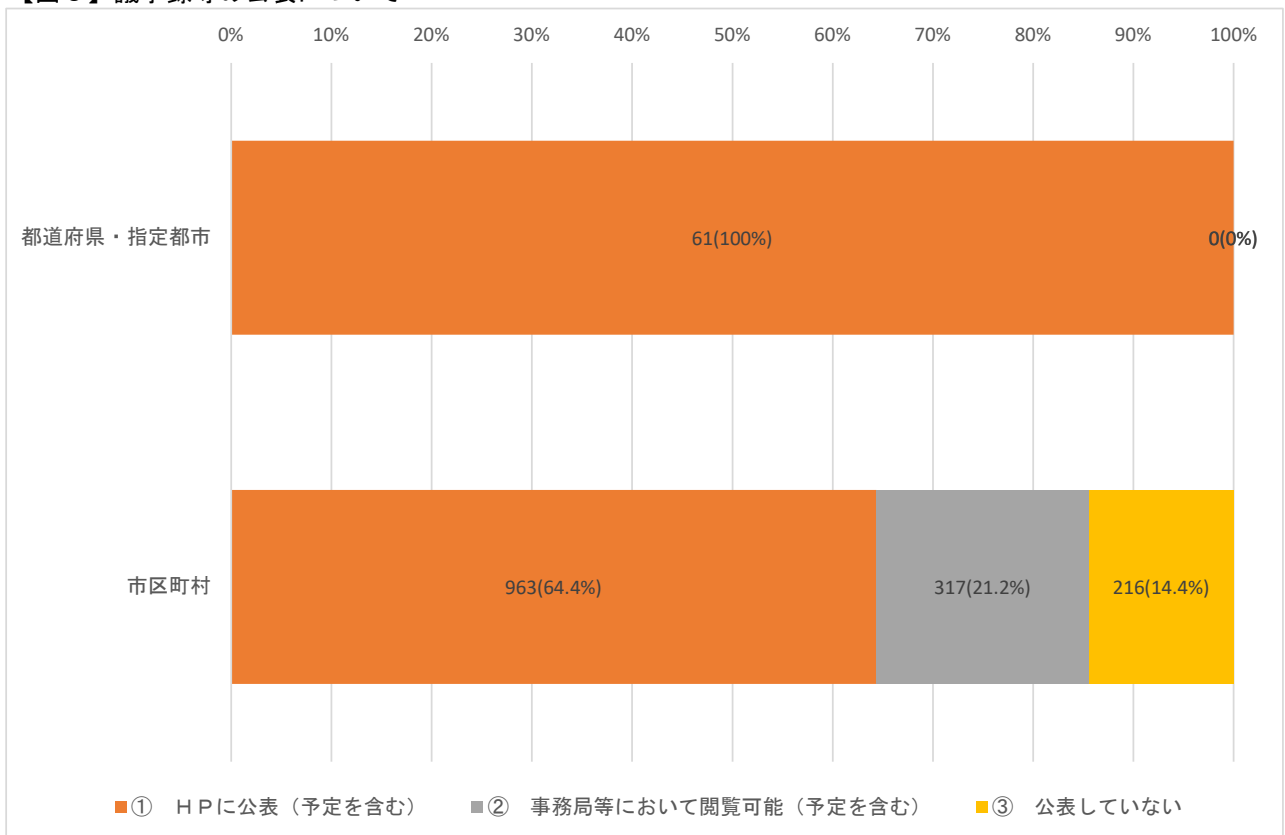
※未開催は除く

③議事録等の作成・公表について

【図4】議事録等の作成について



【図5】議事録等の公表について



④総合教育会議の内容について

【表 1】

| 総合教育会議の内容 | | 都道府県 指定都市 | 市区町村 |
|---------------------------------------|---|--------------|------|
| ① | 大綱の策定に関する協議 | 21 | 688 |
| ② 重点的に講ずべき施策についての協議・調整 | ア) 学校等の施設の整備（学校の耐震化を含む） | 9 | 562 |
| | イ) 教職員の定数の確保 | 4 | 150 |
| | ウ) 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携 | 6 | 321 |
| | エ) 青少年健全育成と生徒指導の連携 | 1 | 232 |
| | オ) 居所不明の児童生徒への対応 | 1 | 34 |
| | カ) 福祉部局と連携した総合的な放課後対策 | 4 | 143 |
| | キ) 子育て支援 | 3 | 340 |
| | ク) 教材費や学校図書費の充実 | 2 | 214 |
| | ケ) ICT環境の整備 | 40 | 896 |
| | コ) 学校における1人1台端末環境の利活用 | 40 | 807 |
| | サ) 就学援助の充実 | 4 | 193 |
| | シ) 学校への専門人材や支援員の配置 | 15 | 397 |
| | ス) 学校の統廃合 | 3 | 356 |
| | セ) 少人数教育の推進 | 4 | 193 |
| | ソ) 学力の向上に関する施策 | 15 | 507 |
| | タ) いじめ防止対策 | 11 | 352 |
| | チ) コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の地域とともにある学校づくり | 11 | 446 |
| | ツ) 学校安全の推進 | 7 | 281 |
| | テ) スポーツを通じた健康増進や地域活性化 | 6 | 259 |
| | ト) 学校における防災対策や、災害発生時の対応方針 | 5 | 209 |
| | ナ) 教職員の働き方改革 | 14 | 287 |
| ニ) 福祉、労働、スポーツ、文化等の関係部局と連携した障害者の生涯学習推進 | 2 | 133 | |
| ヌ) 社会教育施設に関すること | 3 | 368 | |
| ネ) 文化振興に関すること（文化財保護を除く） | 6 | 297 | |
| ノ) 文化財保護に関すること | 5 | 290 | |
| ハ) その他 | 34 | 571 | |
| ③ | 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整 | 4 | 68 |
| ④ | 総合教育会議の運営に関し必要な事項 | 6 | 210 |
| ⑤ | その他（①～④の事項以外） | 6 | 150 |

②重点的に講ずべき施策についての協議・調整 ハ) その他の内容

新型コロナウイルス感染症への対応について、コロナ禍における学校教育について、子どもの貧困対策、キャリア教育に関すること、小・中学校間連携に関すること、教科担任制について、スクールバスについて、不登校支援について、給食センターに関すること、成年年齢の引き上げについて、部活動と地域スポーツについて、ふるさと教育について、2学期制について、ヤングケアラーへの対応について、医療的ケア児に対する支援体制について、学校図書館の活用、スクールロイヤーの活用について など

⑤その他の主な内容

学校における新型コロナウイルス感染症対応について、教育振興基本計画について、行政機関のリモート化について、成人式の実施方法について など

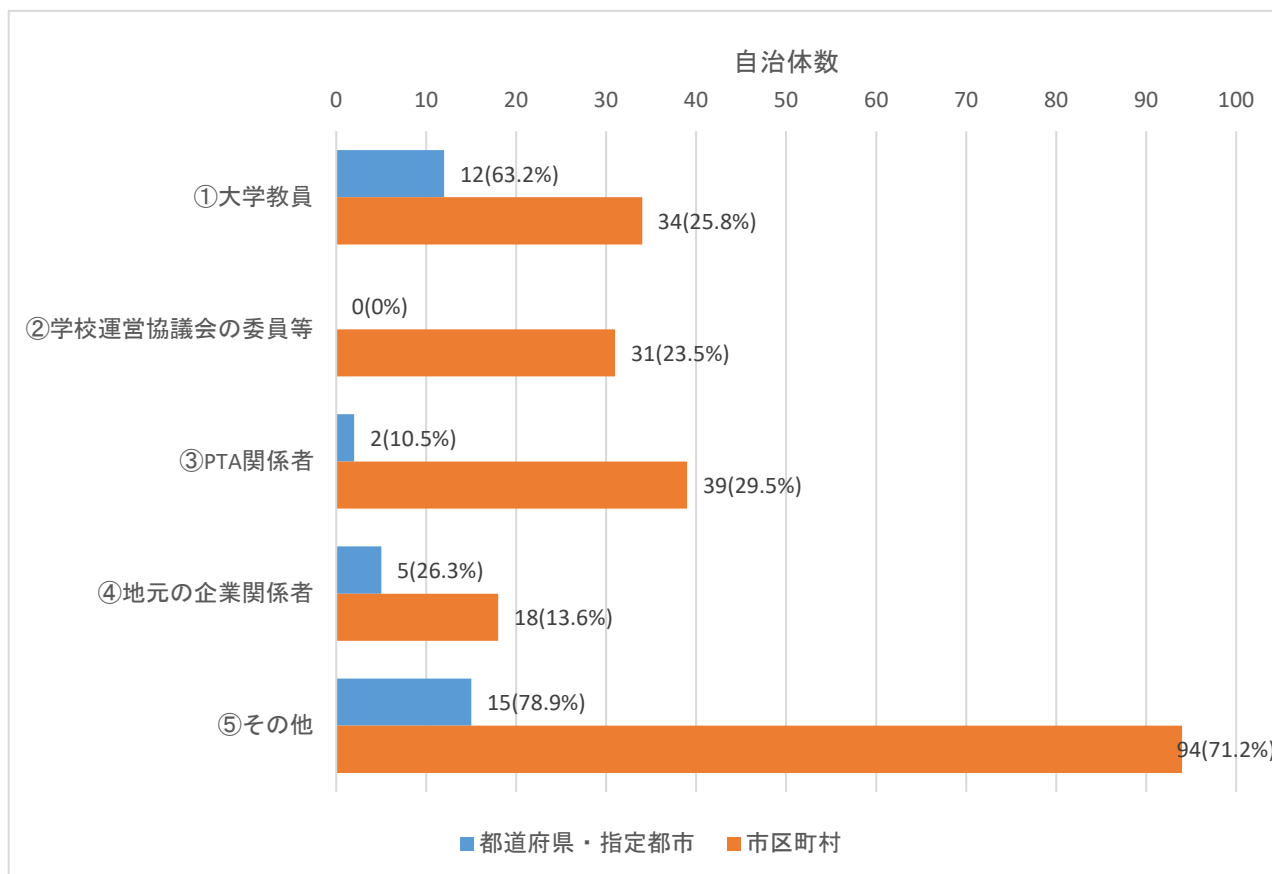
⑤意見聴取について

【図6】意見聴取の実施について

関係者又は学識経験者を有する者から、協議すべき事項に関して意見を聴いた回数

| | 都道府県・指定都市 | 市区町村 |
|------|-----------|------|
| 0回 | 42 | 1364 |
| 1回 | 13 | 80 |
| 2回 | 3 | 21 |
| 3回 | 0 | 12 |
| 4回 | 2 | 8 |
| 5回以上 | 1 | 11 |

【図7】意見聴取者について



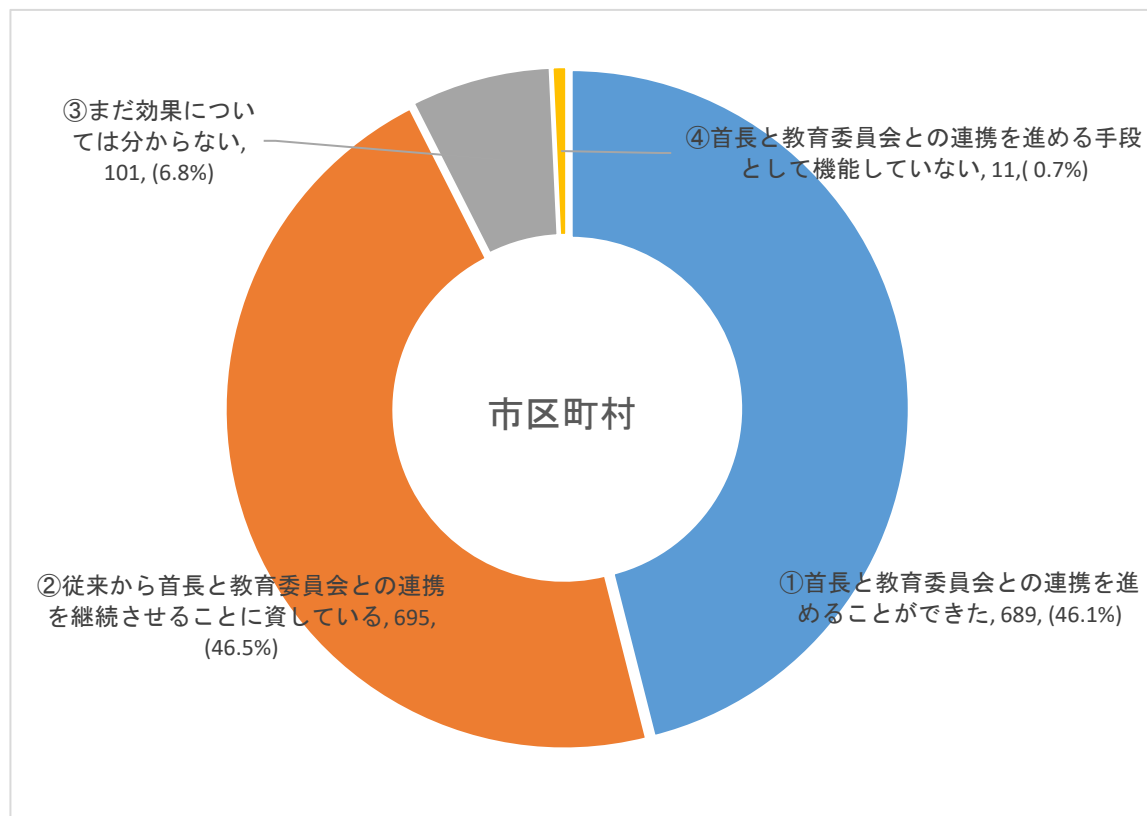
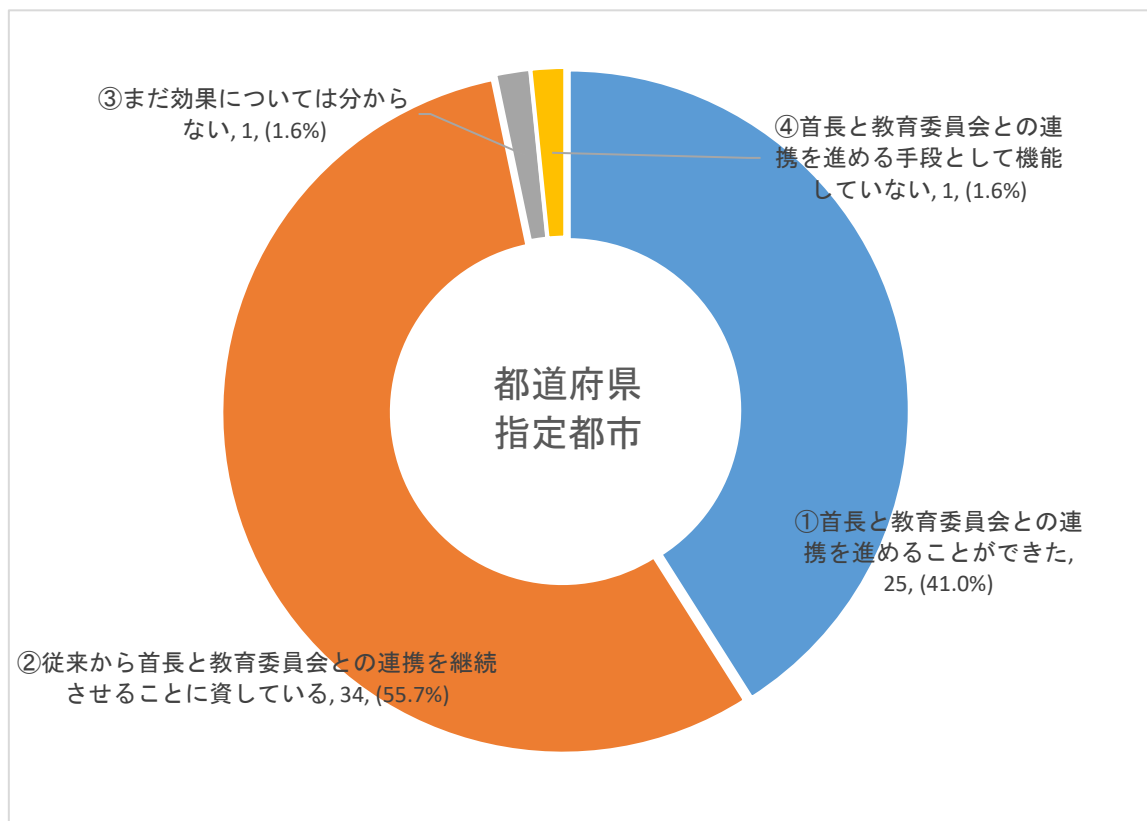
※関係者又は学識経験者を有する者から、協議すべき事項に関して、1回以上意見を聴いた場合のみ回答

その他の主な回答

学校長、教職員、関係部局職員、文部科学省職員、スポーツ関係者、NPO法人、パブリックコメントの実施、弁護士 など

⑥会議を通じた首長部局との連携について

【図8】総合教育会議を通じた首長と教育委員会の連携について



【表2】連携強化により得られた成果事例、新規施策等について

【都道府県】

- ・総合教育会議において、中学生の文化・スポーツ活動について意見交換し、その内容を踏まえ、「中学生スポーツ・文化活動に係る研究会」を立ち上げるとともに、研究会からの提言を踏まえ、各関係団体の役割と今後の取組について取りまとめた。
- ・総合教育会議において、新型コロナウイルス感染症を踏まえた本県のこれからの学びの在り方に関する議論を深めたことにより、福祉部局と連携した多様な子どもたちの社会的自立に向けた切れ目のない教育や1人1台タブレット端末等を活用した「学校の新しい学習スタイル」の構築に向けた教育環境の充実につながった。
- ・総合教育会議において、本県の最重要課題である人口減少の克服や地方創生の実現ために必要な教育分野における課題等について、首長と教育委員が課題意識を共有しながら、教育大綱に基づき重点的に講ずべき施策を協議し、翌年度の「重点取組方針」を定めている。これにより、幼児教育・保育の充実、インクルーシブ教育の充実、教育のICT化やコミュニティ・スクールの取組の充実、新たな学びを先導していくための体制整備等に対応した予算が編成され、課題の克服に向けた事業等の実施が実現している。

【指定都市】

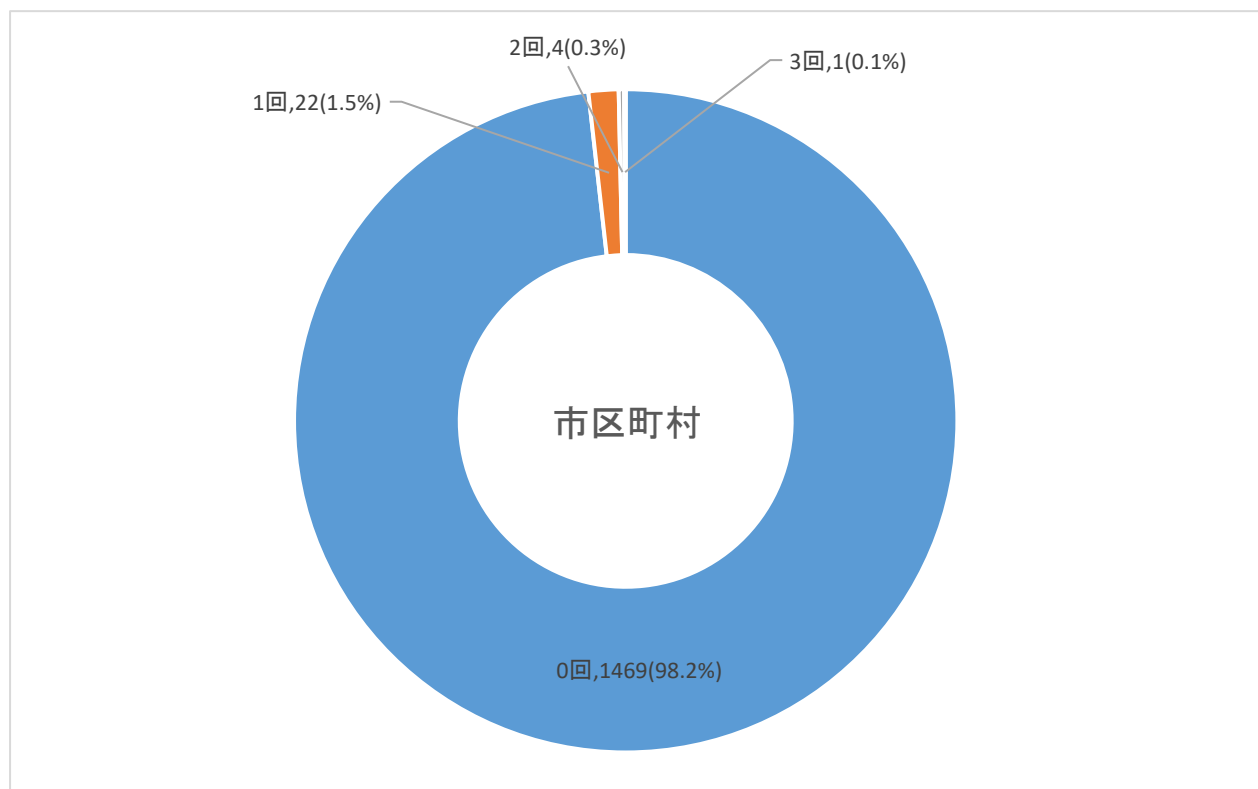
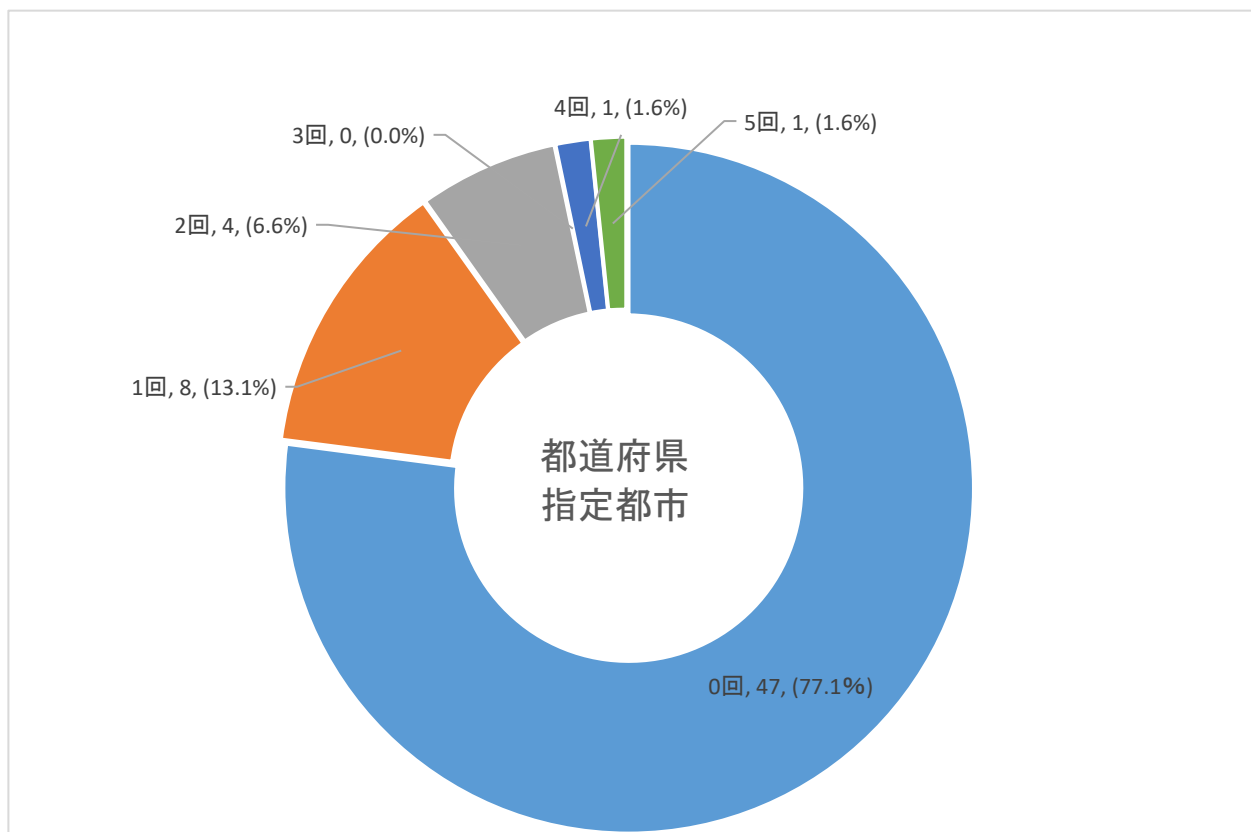
- ・いじめ問題に対する対応について議論することにより、令和3年4月より第三者委員会の常設化が実現した。これにより、いじめ判明直後から迅速な初動調査が可能となった。
- ・総合教育会議において、学校施設における避難所活用に関することを議論することにより、体育館や学校施設における障がい者用トイレや和式トイレを洋式トイレへ改修するための予算が措置された。
- ・総合教育会議において、ICT活用支援のために外部人材を活用することが提案された。この提案を踏まえ、首長部局政策調整担当と連携してデジタルに関する知見を有した民間専門人材プロジェクトマネージャーを全国公募し、GIGAスクール構想の実現に向けた教職員のICT活用や児童生徒の情報活用能力向上に関する助言、情報モラル教育の充実への支援策の提案を行う「情報化推進アドバイザー」を配置した。

【市区町村】

- ・子どもの成長や発達に応じた支援体制の在り方を議論することにより、福祉部局との連携が強固になり、福祉・教育の両方を包括的に支援する支援センターの設置につながった。
- ・教員の多忙さの解消と子どもへのきめ細かな教育の取り組みのための協議を行い、人的体制の整備が進んだ。
- ・少子化による児童生徒の減少に伴う教育課題を議論することにより、市長と教育委員会が情報共有することで目指すべき方向を確認し、中学校統廃合（令和4年度～）の実施につながった。
- ・GIGAスクール構想について議論することにより、GIGAスクールサポーターが1名から3名に増員になり、学校・教員に対し、よりきめ細やかなサポートを行えるようになった。
- ・こども園、小学校、中学校へと幼少期からの外国語活動を通して慣れ親しみ、スムーズな英語教育を推進するため、ALTの増員と英語指導員の配置を行った。

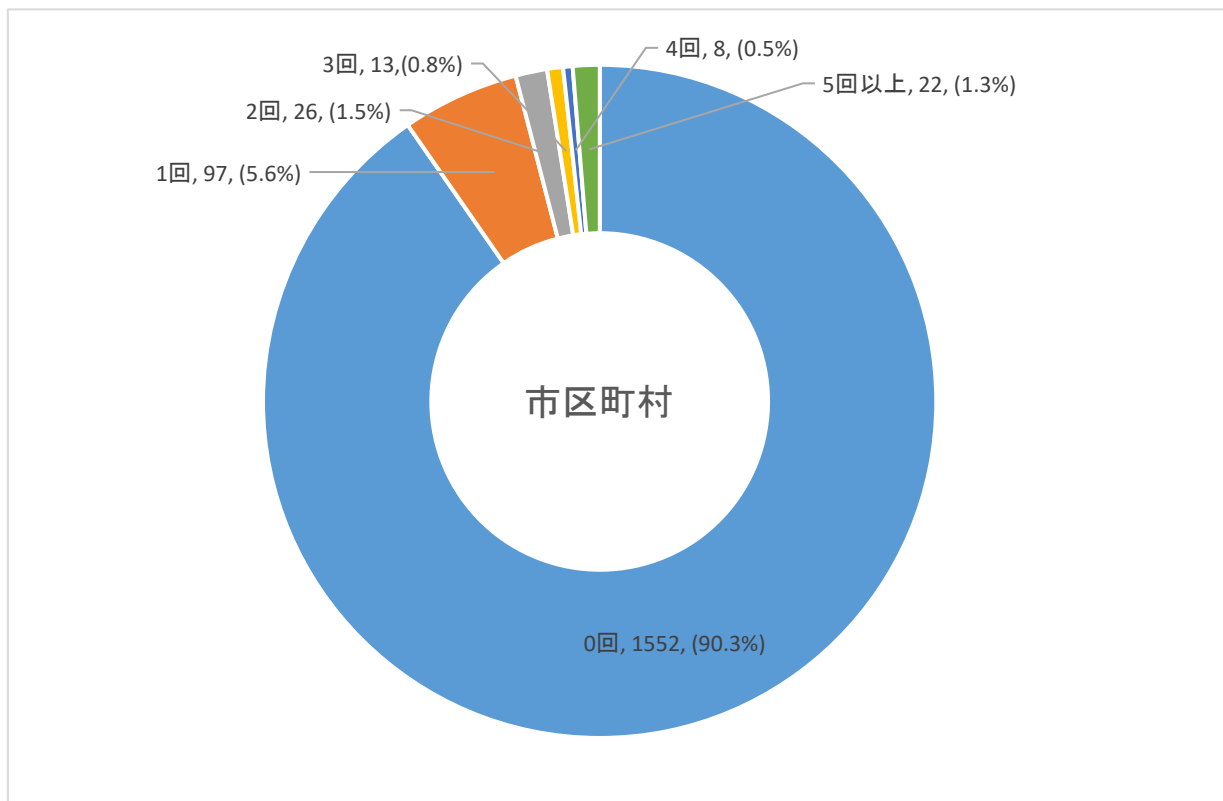
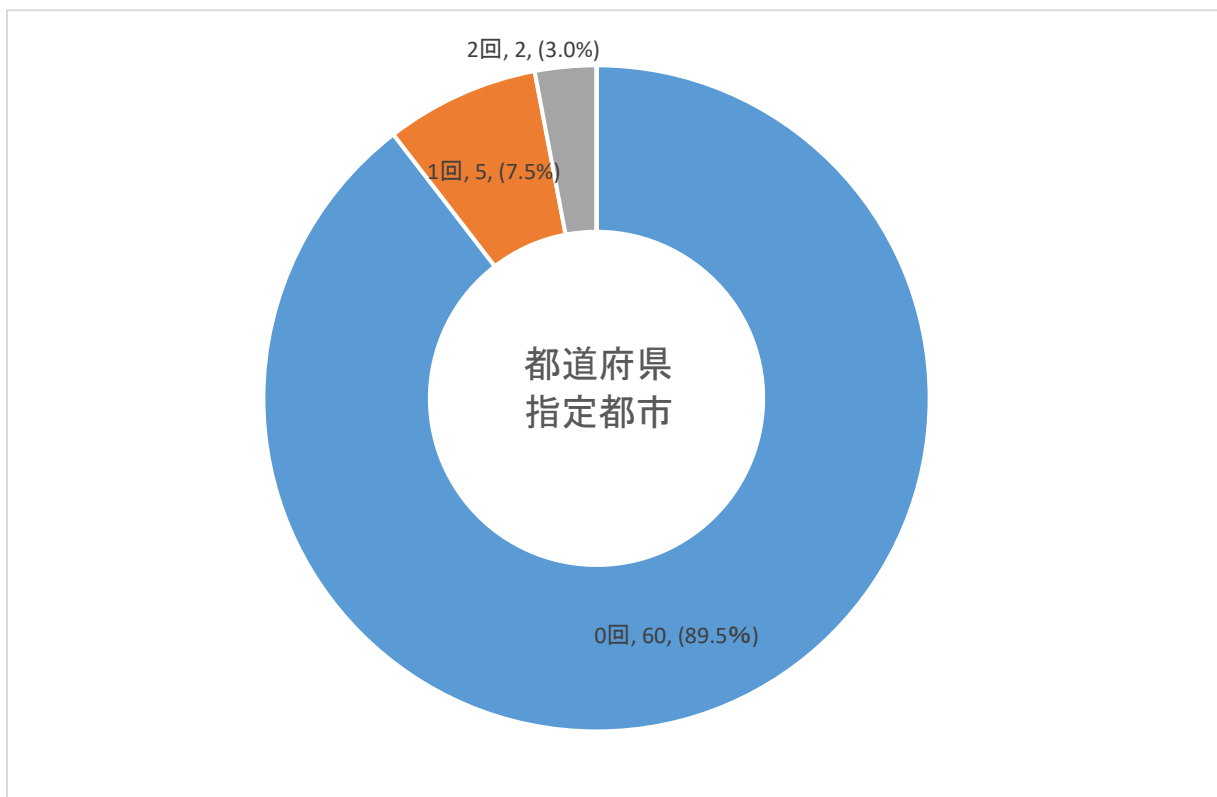
⑦総合教育会議のオンライン開催について

【図9】総合教育会議のオンライン開催について



⑧総合教育会議以外で教育委員会と首長が意見交換する機会について

【図10】 総合教育会議以外で教育委員会と首長が意見交換する機会について



⑨首長との連携を強化するために総合教育会議を活性化させるための取組

【表3】

【都道府県】

- ・ 県議会（文教警察委員会の委員）へ総合教育会議の開催について、情報提供し、会議の活性化を図っている。
- ・ 知事と教育委員の意見交換を活性化させるため、児童生徒に配備されたタブレット端末を操作し、タブレットを使った実際の授業を疑似体験してもらった。
- ・ テーマに関連する学校現場の教職員や有識者をゲストに招き、活発な意見交換となるように努めている。また、会議において活発な意見交換ができるよう、議題に関連した施設（学校、こども園、図書館等）に教育委員が事前に視察を行った。
- ・ 学校現場に対する理解が深まるよう、学校を会場に、知事及び教育長、教育委員による授業参観を実施後、総合教育会議を開催している。

【指定都市】

- ・ 総合教育会議の協議・調整事項に関する事前調整の場として、関係区局の課長級の会議である幹事会を設置。
- ・ 校長会や各種PTA連絡協議会が出席する拡大版総合教育会議の実施。

【市区町村】

- ・ 次年度の予算編成方針が出された直後に総合教育会議を開催し、今日的な教育課題の議論を通して、教育行政予算へどのように反映していくかを議論。
- ・ 教育委員会における実施予定・実施中の施策説明に留まらず、事務点検評価を報告するなど、検証も含めた会議内容となるよう努めている。
- ・ PTA代表、社会教育委員の代表、青少年委員の代表などが委員である教育推進会議と合同で実施して、教育推進会議の議論を踏まえながら総合教育会議の議論を活性化させる取組を実施。
- ・ 市長・副市長・教育長・事務局職員で例月打ち合わせを行い、教育委員会会議内容の共有や、各種事業・業務に係る協議・調整を行っている。
- ・ 首長のみならず、議題に関係する市長部局の部課長に出席してもらい、議論に参加してもらっている。
- ・ 情報交換に際し、必要に応じて、社会教育委員、町内の保育所及び認定こども園の園長並びに小学校、中学校、高校及び特別支援学校の学校長にオブザーバーで参加していただいている。

(3) 教育委員・教育長の選任等

①選任の工夫

教育委員に適材を得ることは、活力ある教育行政を実現するために不可欠である。このため、年齢、性別、職業等に偏りのない多様な委員構成の確保をはじめ、各地方公共団体において適材確保のための工夫を進めていくことが重要である。

教育委員の選任の工夫の一つとして、公募を行う例があるが、応募者の中から選任された教育長及び教育委員が令和3年3月31日時点で在任している教育委員会は【表4】のとおりとなっている。

【表4】公募を行い、応募者の中から選任された教育長及び教育委員が、令和3年3月31日時点で在任している教育委員会

○教育長

【市区町村】

北海道浜中町、福島県川内村、群馬県神流町、東京都青ヶ島村、神奈川県松田町、山梨県西桂町、長野県宮田村、徳島県東みよし町、福岡県太宰府市

計9団体

○教育委員

【市区町村】

北海道函館市、北海道中富良野町、北海道豊富町、北海道新得町、青森県鱒ヶ沢町、青森県野辺地町、宮城県大郷町、福島県川内村、群馬県神流町、群馬県下仁田町、千葉県佐倉市、千葉県流山市、千葉県四街道市、東京都立川市、東京都町田市、神奈川県海老名市、神奈川県松田町、山梨県西桂町、長野県長和町、長野県宮田村、静岡県湖西市、愛知県一宮市、愛知県知立市、三重県松阪市、三重県菰野町、滋賀県草津市、京都府亀岡市、大阪府泉佐野市、大阪府箕面市、兵庫県明石市、兵庫県伊丹市、奈良県奈良市、奈良県生駒市、徳島県北島町、徳島県東みよし町、愛媛県四国中央市、佐賀県武雄市、熊本県産山村、熊本県あさぎり町、大分県日出町

計40団体

②教育委員への保護者、女性の選任

地教行法第4条第5項では、教育委員を任命するに当たっては、委員のうちに必ず保護者が含まれるようにしなければならないこととされている。

令和3年3月31日時点の教育委員への保護者の選任状況についてみると、教育委員の中に保護者が含まれている教育委員会は、都道府県・指定都市で98.5%（平成30年度：100%）、市区町村で97.0%（同：95.9%）となっている【図11】。

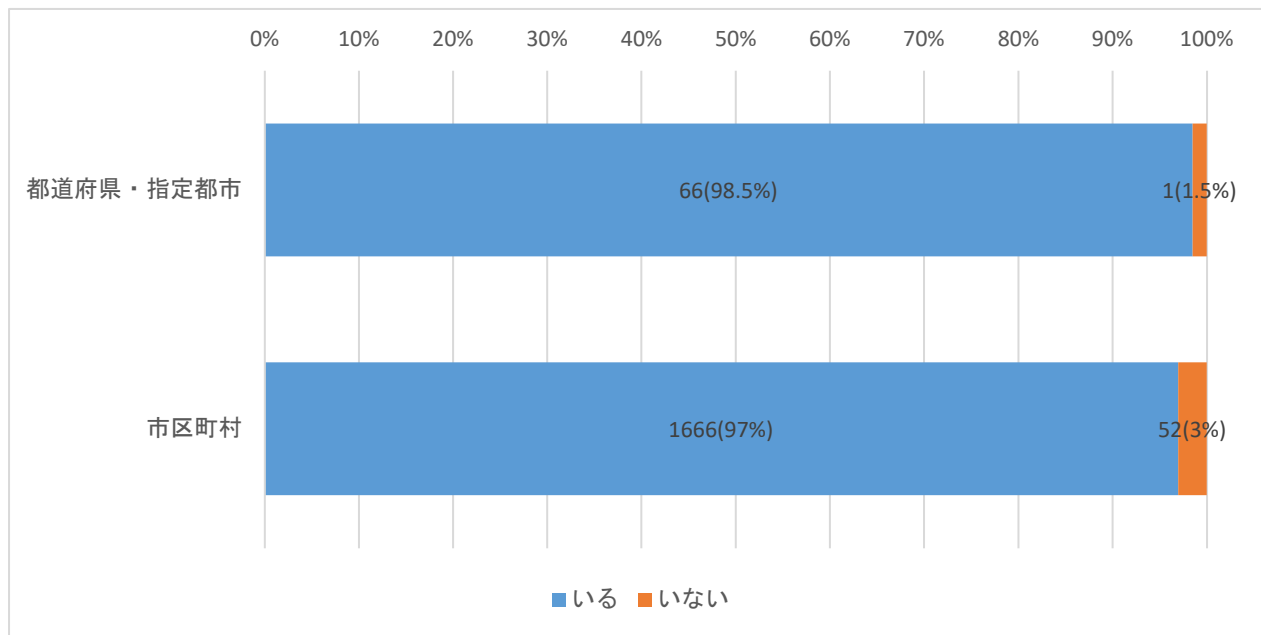
令和3年3月31日時点で、保護者である委員が不在となっている教育委員会は、都道府県・指定都市で1.5%、市町村で3%となっている。

不在となっている主な理由は、選任時に保護者だった委員の子供が成人し、調査時点において、保護者ではなくなったことが挙げられる。

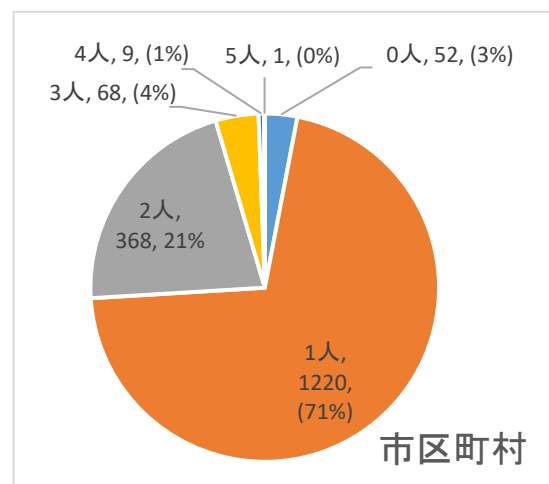
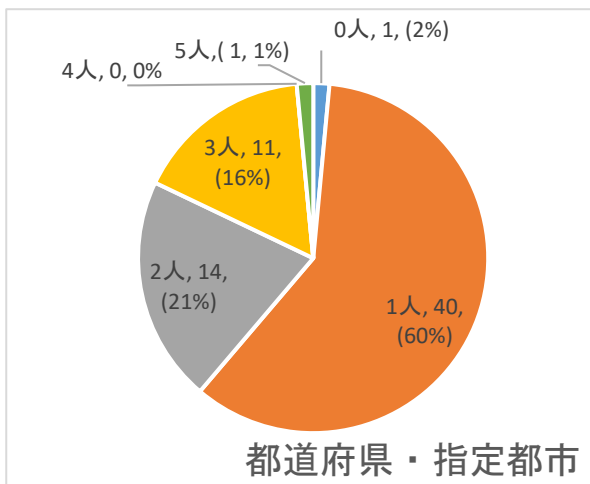
また、令和元年5月1日時点で、女性の教育委員が選任されていない教育委員会は、44自治体であり、うち23自治体が令和元年5月2日以降、すでに女性の教育委員を選任済みであるもしくは選任予定がある。女性教育委員が選任されていない理由としては、適任者がいない、候補者に辞退されたこと等が挙げられる。

【図11】教育委員への保護者の選任

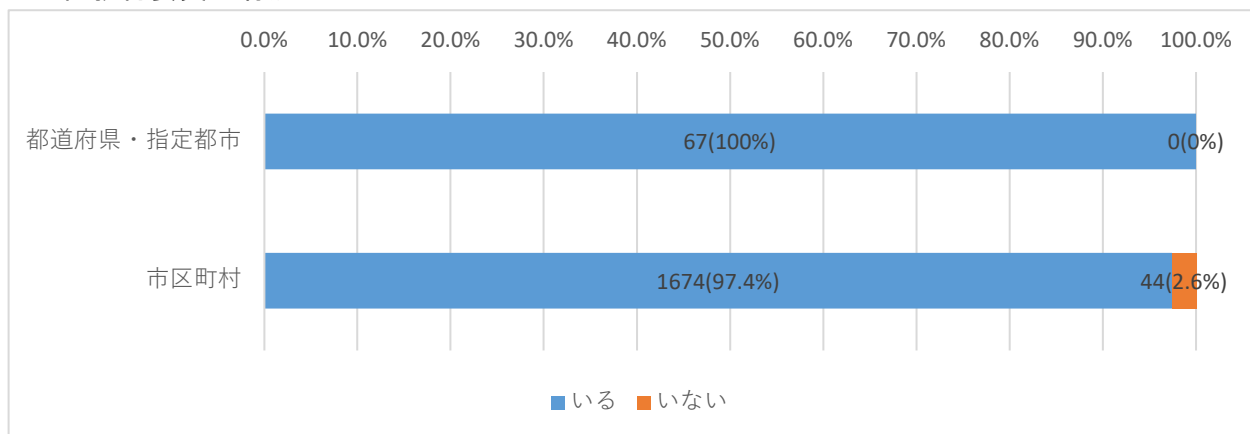
○保護者委員の有無



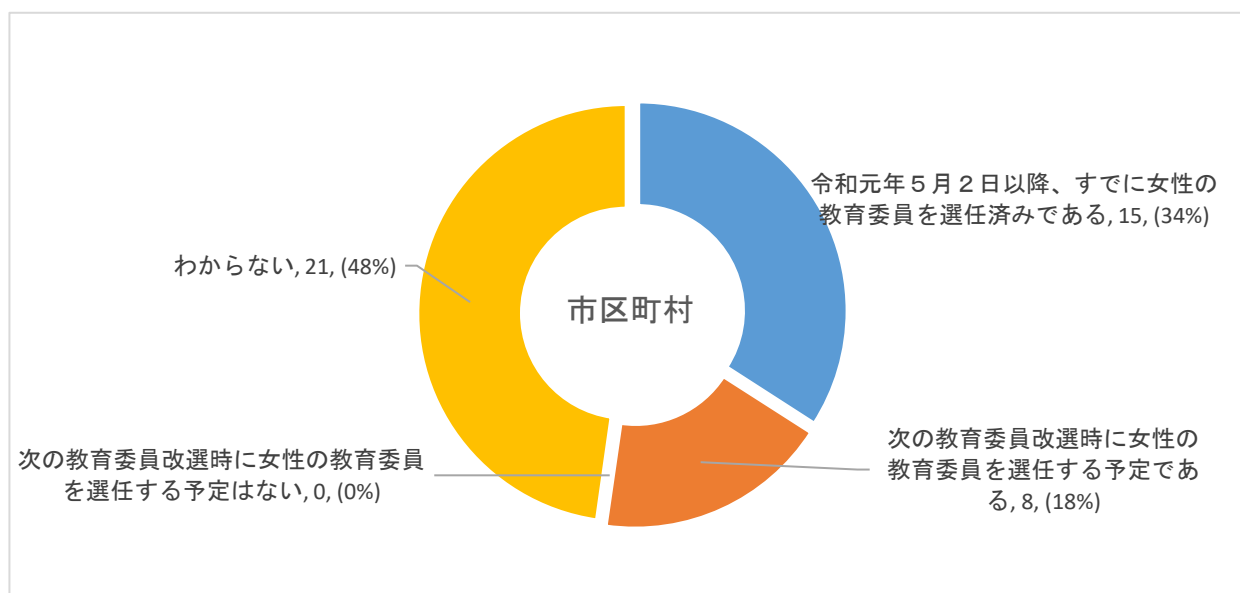
○保護者である委員の数



【図12】女性の教育委員への選任
○女性教育委員の有無



【図13】女性教育委員の選任予定



③教育長が不在となった事例

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間において、3か月以上教育長が不在となった事例がある教育委員会は、13市町村となっている。

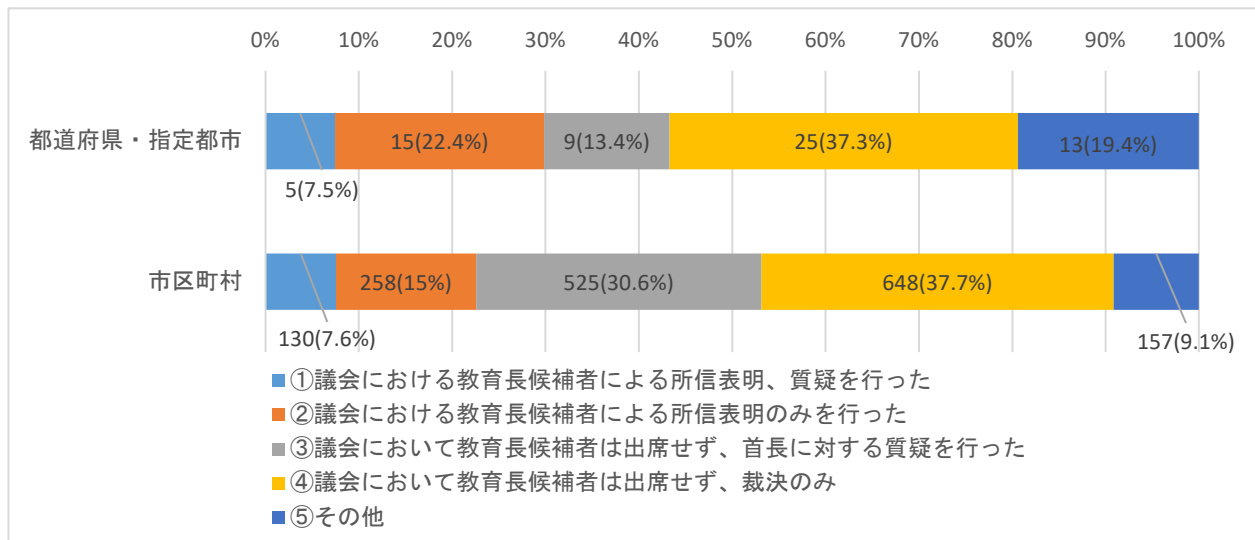
3か月以上教育長が不在となった主な理由は次のとおりである。

- ・前教育長の辞任後、後任が見つからなかったため。
- ・議会の同意が得られなかったため。

④教育長の任命の手続きについて

地教行法第4条第1項に基づき、教育長は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとされている。議会における手続の状況については【図14】のとおりであり、教育長候補者による所信表明や質疑が行われている自治体も存在する。

【図14】

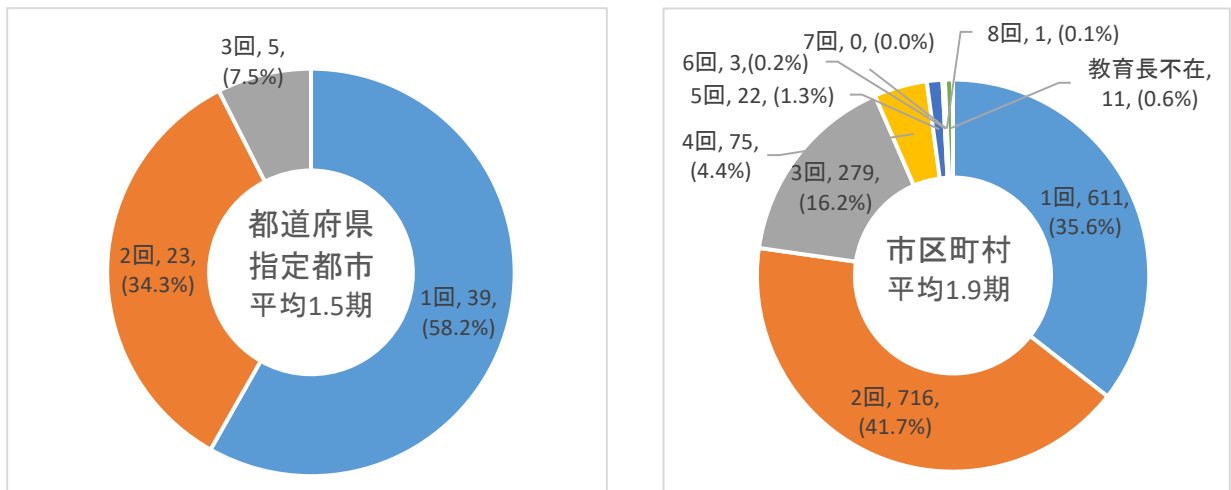


⑤教育長の再任回数について

教育長の任期は3年である。令和3年3月31日時点の教育長の再任回数は【図15】のとおりであり、新教育長の平均在任期間は、都道府県・指定都市で1.5期、市区町村で1.9期である。

(※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日から施行され、新教育長を任命することとなっているが、【図15】は、改正前の旧教育長時からの同一の者の再任も含まれる。

【図15】



(4) 教育委員の研修

①教育委員の研修の実施について

教育委員は、地方公共団体の教育行政の運営に重要な責任を負っており、職務の遂行に当たっては、不断の研鑽に努める必要がある。このため、教育委員に対する研修を一層充実していくことが求められる。

都道府県教育委員会が域内市区町村の教育委員を対象として開催した研修の回数は【表5】のとおりであり、県内の全市区町村を対象とした研修は年間0.5回（平成30年度：1.0回）、県内の一部市区町村を対象とした研修は年間1.0回（同：1.4回）となっている。また、自教育委員会の教育委員への研修の開催状況は【表6】のとおりであり、都道府県・指定都市で年間3.7回（同：6.4回）、市区町村で年間1.0回（同：4.4回）となっている。

【表5】都道府県教育委員会が市区町村教育委員会の教育委員を対象として行った研修
（年間開催回数の平均）

| 都道府県内全市区町村対象 | 都道府県内一部市区町村対象 |
|--------------|---------------|
| 0.5 | 1.0 |

【表6】教育委員1人以上が参加した研修会の回数（年間参加回数の平均）

| 都道府県・指定都市 | 市区町村 |
|-----------|------|
| 3.7 | 1.0 |

(5) 教育委員会の会議の運営状況、保護者や地域住民への情報発信

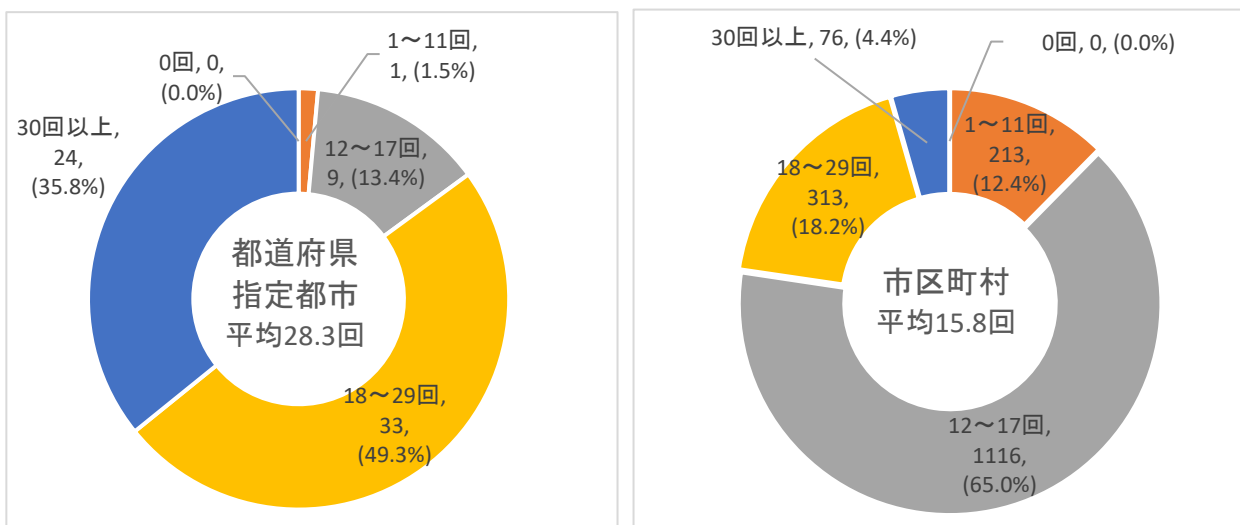
①教育委員会会議の開催回数

教育委員会がその役割を発揮していくためには、地域住民の意向や所管機関の状況を的確に把握し、活発な議論に基づいて意思決定を行っていくことが重要であるとともに、地域住民への説明責任を果たしていくことが求められる。

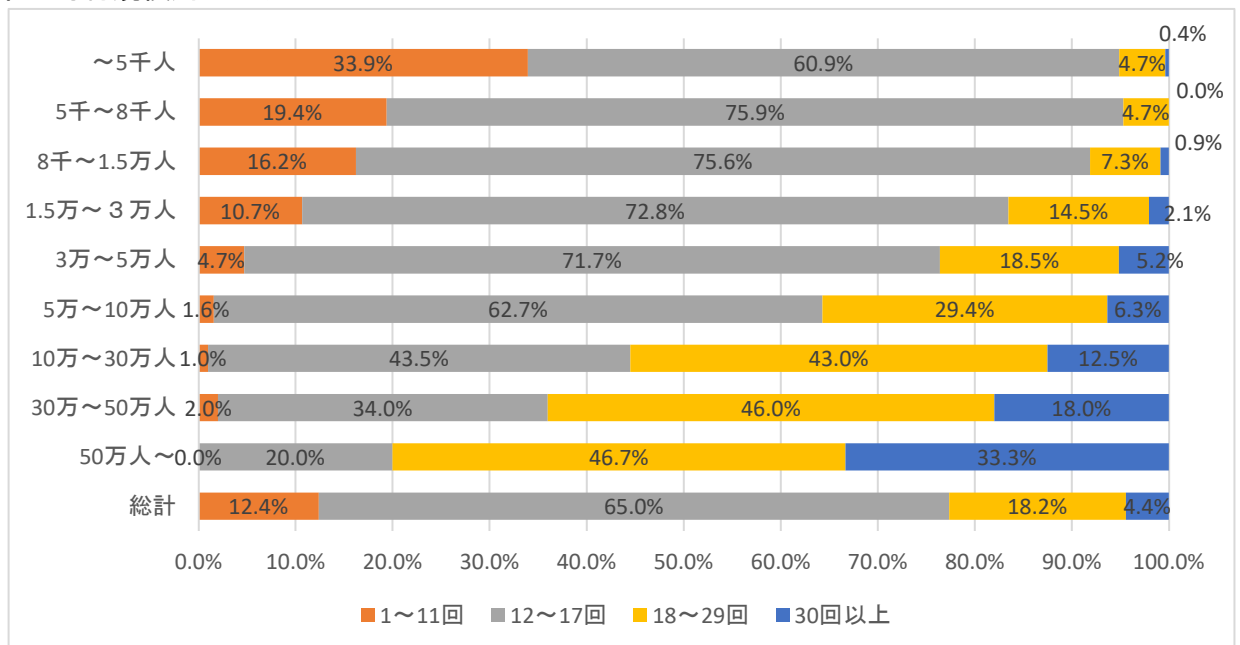
令和2年度間の教育委員会会議（意見交換を目的とした委員協議会等の取組を含む。）の平均開催回数は、都道府県・指定都市で28.3回（平成30年度：28.3回）、市区町村で15.8回（同：15.1回）であり、引き続き活発な開催が期待される。

また、教育委員会会議の開催回数を市区町村の規模別に比較すると、人口規模の大きい市区町村ほど開催回数が増えている。

【図16】教育委員会会議（委員協議会等を含む。）の開催回数



市区町村規模別データ



②教育委員会会議の開催時間

教育委員会会議（委員協議会等の取組を含む。）1回当たりの平均開催時間は、都道府県・指定都市で1.5時間（平成30年度：1.5時間）、市区町村で1.3時間（同：1.4時間）となっている。教育委員会会議の1年間の総開催時間の平均は、都道府県・指定都市で41.1時間（同：41.7時間）、市区町村で21.2時間（同：20.9時間）となっている。【表7】

【表7】教育委員会会議（委員協議会等を含む。）の開催時間

○教育委員会会議1回当たりの平均開催時間（時間）

| 都道府県・指定都市 | 市区町村 |
|-----------|------|
| 1.5 | 1.3 |

○教育委員会会議の1年間の総開催時間の平均（時間／年）

| 都道府県・指定都市 | 市区町村 |
|-----------|------|
| 41.1 | 21.2 |

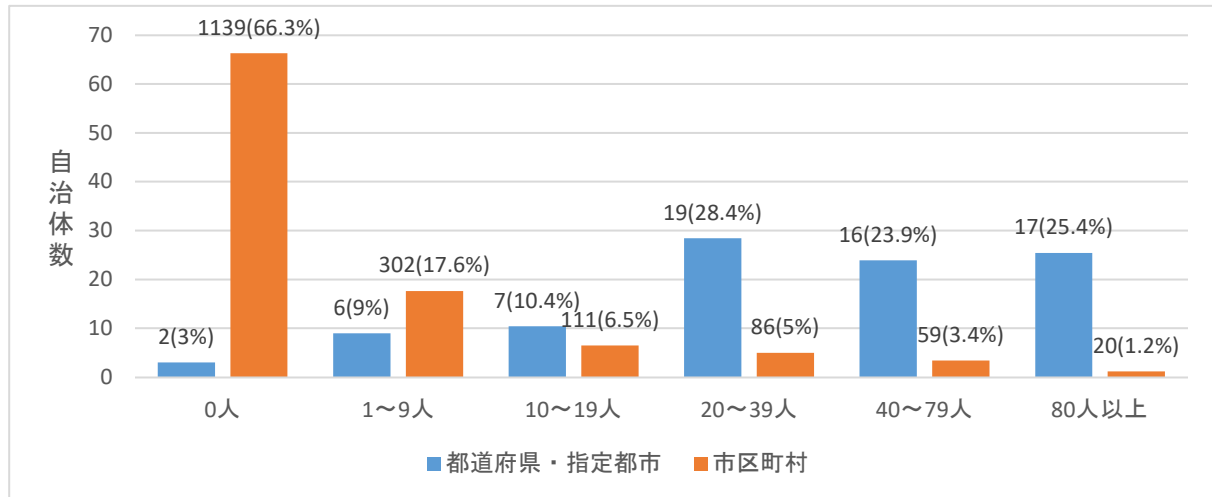
③教育委員会会議の傍聴者の状況

教育委員会会議は原則公開とされている（地教行法第14条第7項）が、教育委員会会議の年間傍聴者総数は、都道府県・指定都市では平均62.7人（平成30年度：65.4人）、市区町村では6.3人（同：5.7人）である。

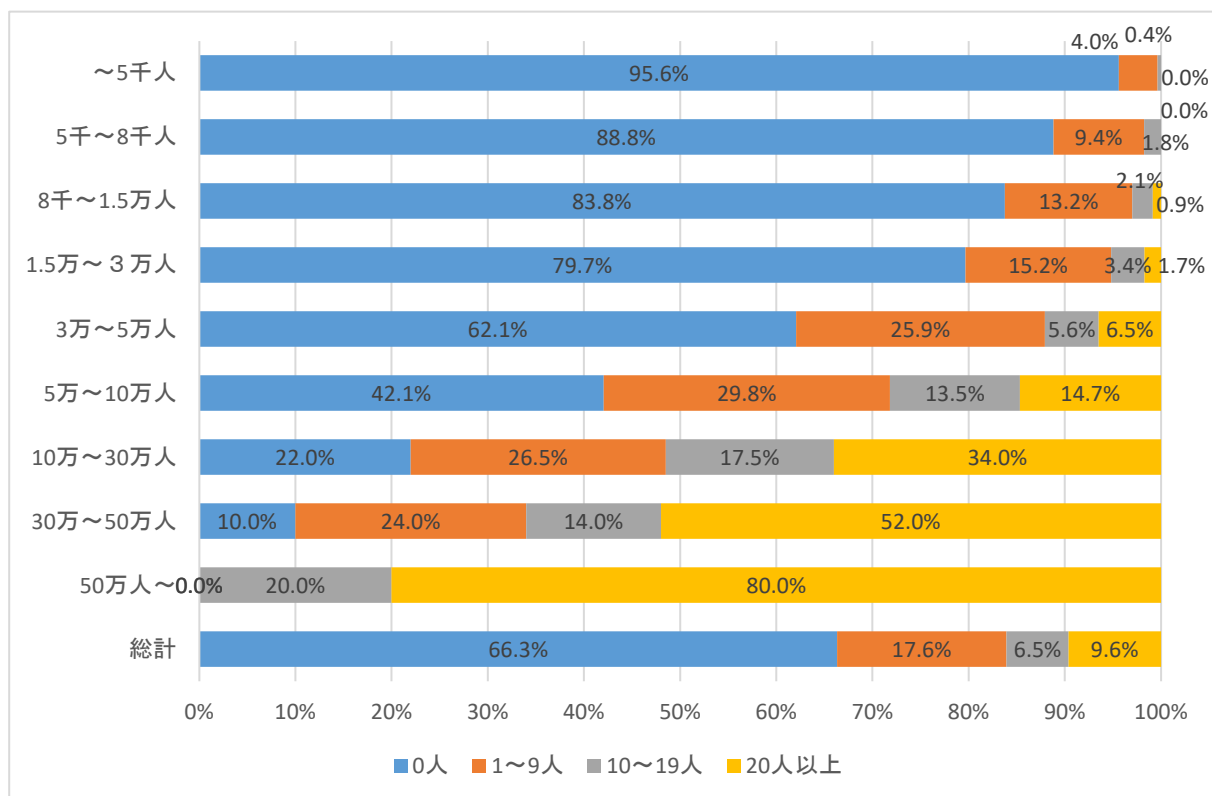
都道府県・指定都市において、年間傍聴者総数が20人以上である教育委員会の割合が77.6%（同：76.1%）となっている一方で、市区町村においては、年間傍聴者総数が0人である教育委員会の割合が66.3%（同：65.4%）となっている【図17】。

また、都道府県・指定都市では、7.5%がオンラインで教育委員会会議の配信を行っている【図18】。

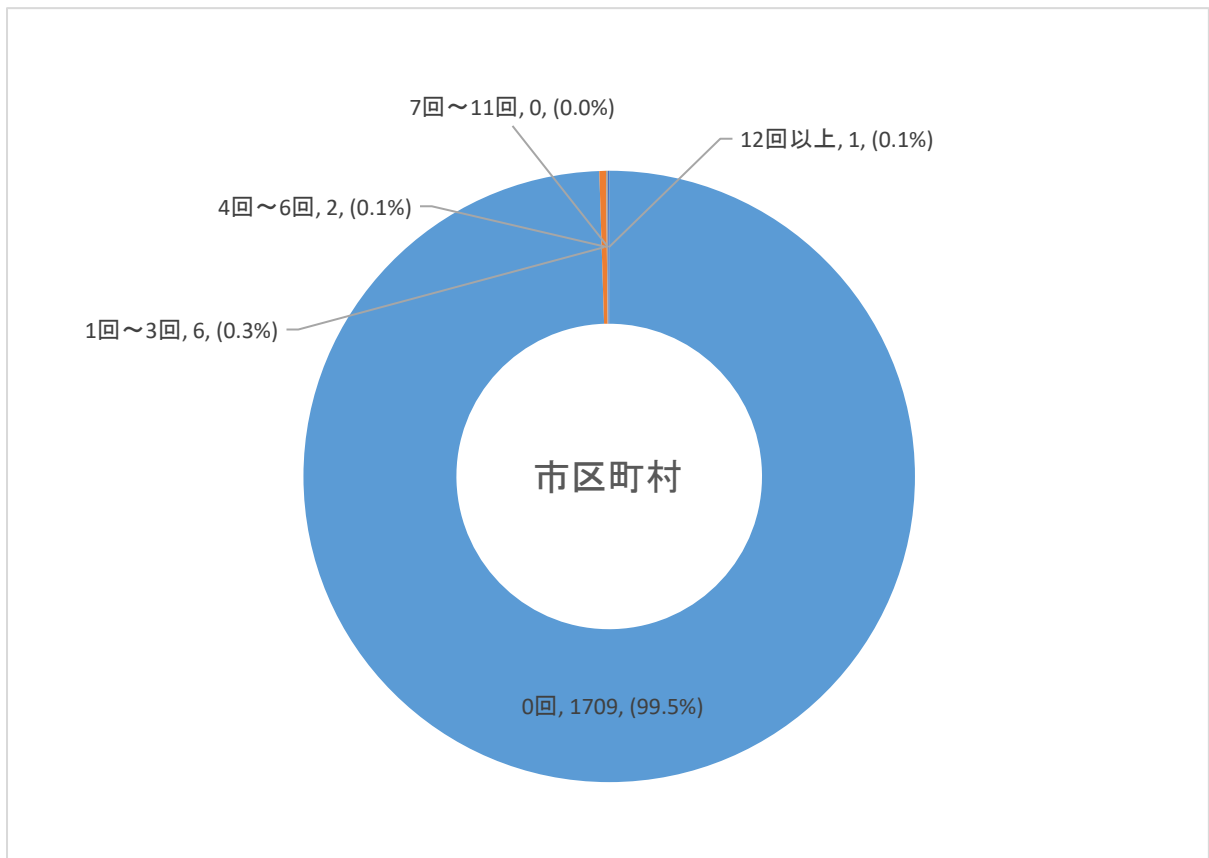
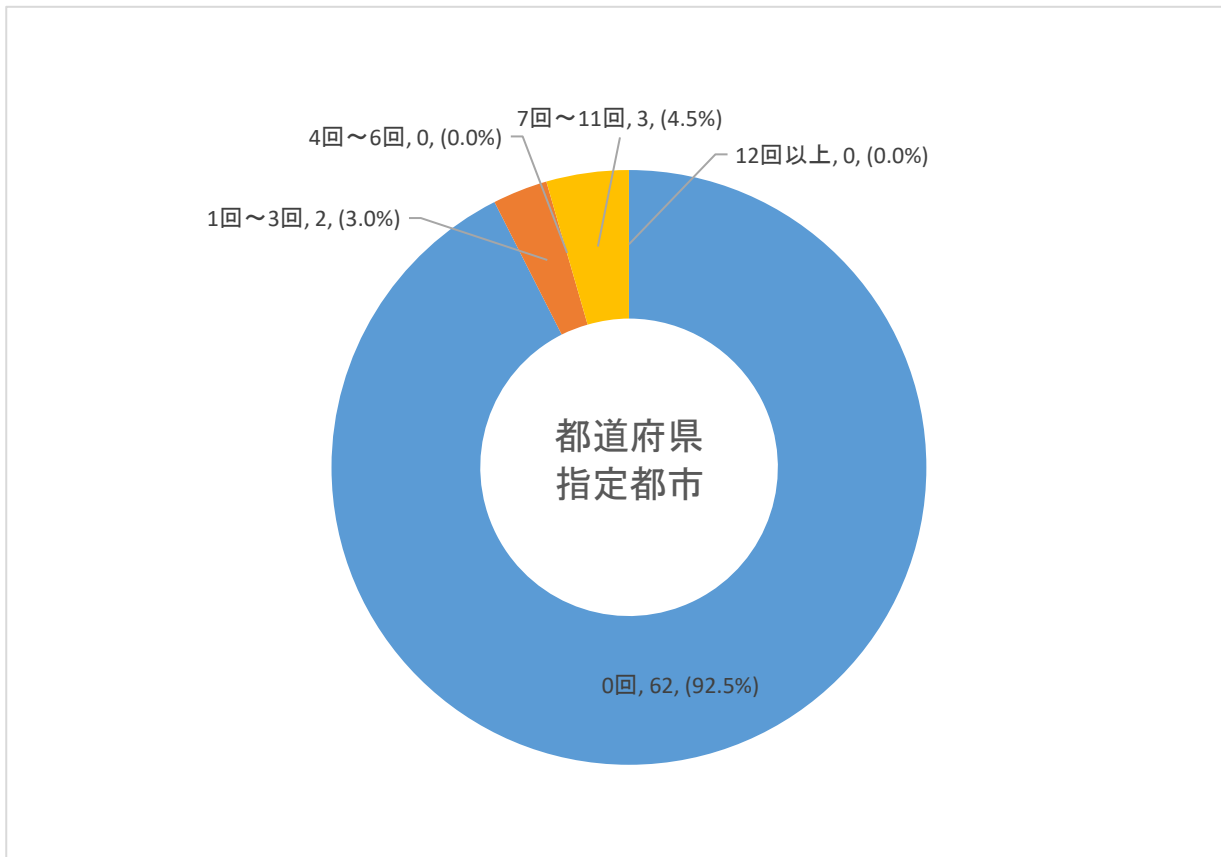
【図17】教育委員会会議の年間傍聴者総数（全教育委員会数に占める割合） ※未回答を除く



(市町村規模別データ)



【図18】 オンライン配信での公開を行った会議回数

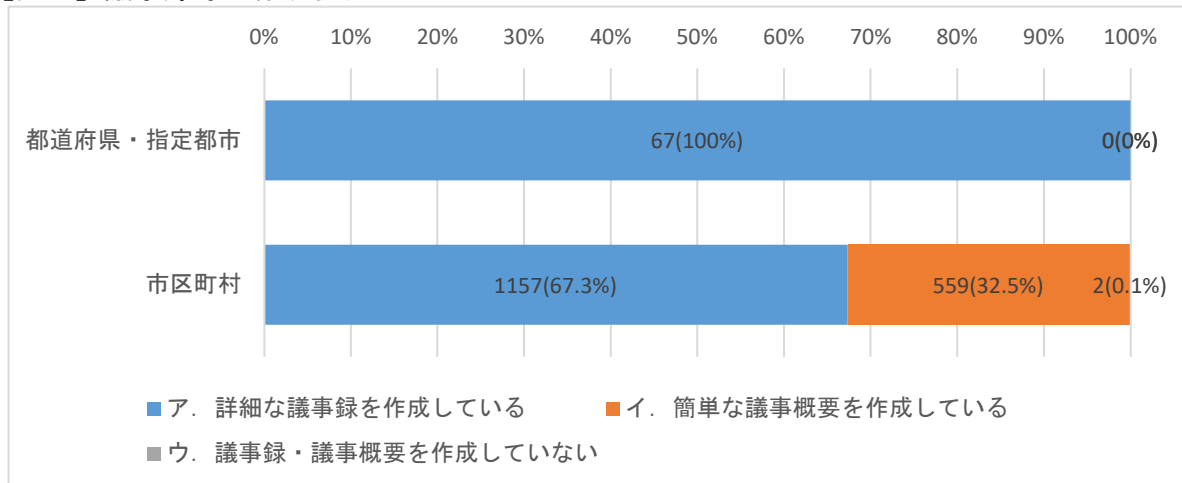


④教育委員会会議の議事録等の作成・公表状況

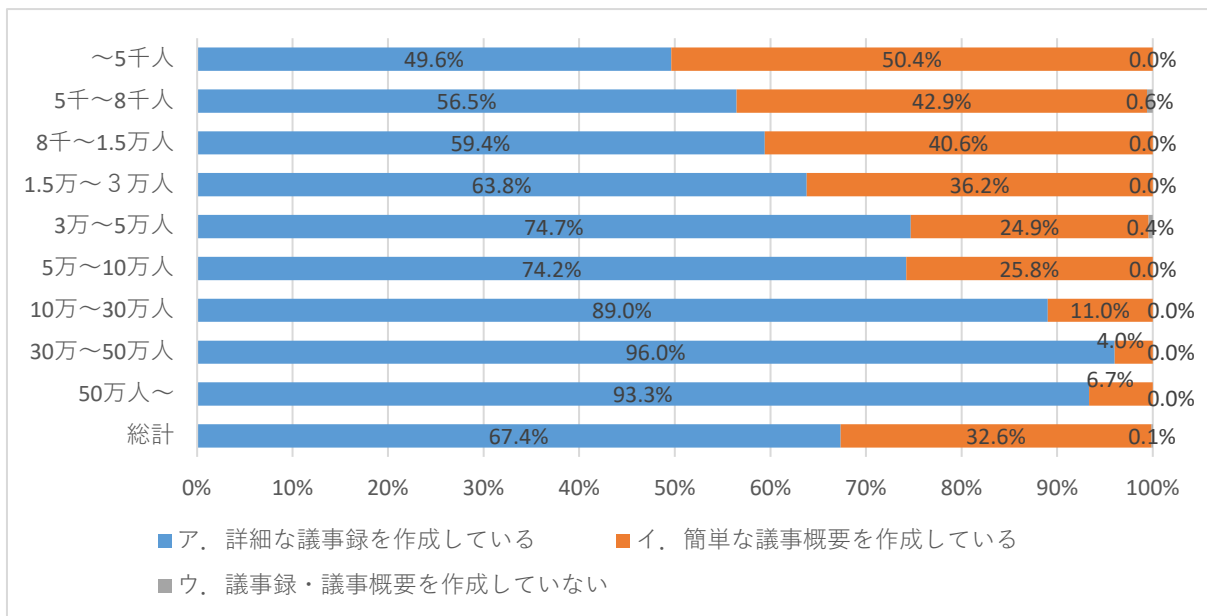
地教行法第14条第9項では、教育委員会会議の議事録を作成し公表するよう努めなければならないとされている。

教育委員会会議の議事録もしくは議事概要を作成している教育委員会は、都道府県・指定都市において100%、市区町村において99.7%となっている【図19】。議事録もしくは議事概要を公表している教育委員会は、都道府県・指定都市において100%（平成30年度：100%）、市区町村において71.3%（同：72.0%）となっている【図20】。議事録もしくは議事概要の公表方法については、ホームページ（冊子等の作成とホームページの両方を含む）による公表が都道府県・指定都市で100%（同：100%）、市区町村で79.9%（同：53.1%）となっている【図21】。

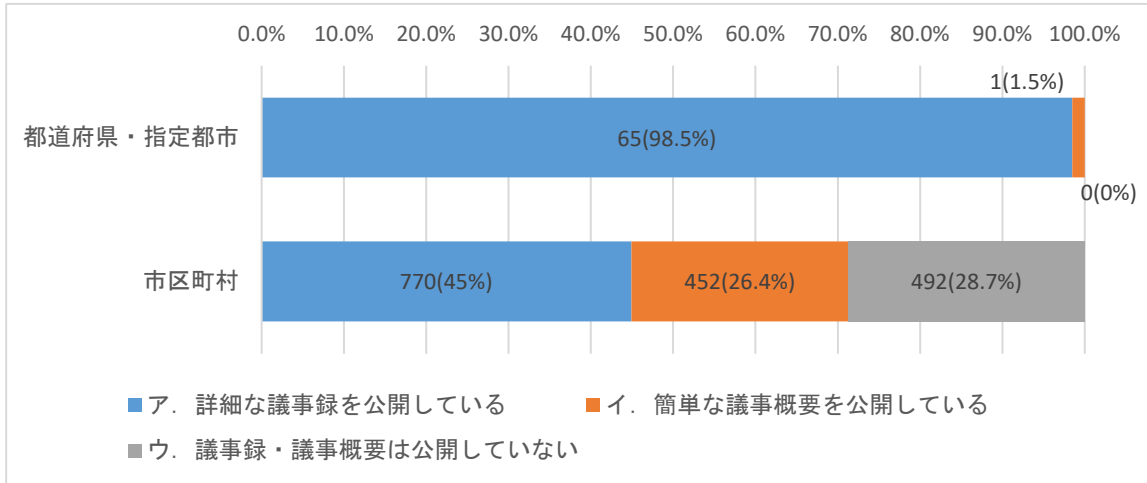
【図19】 議事録等の作成状況



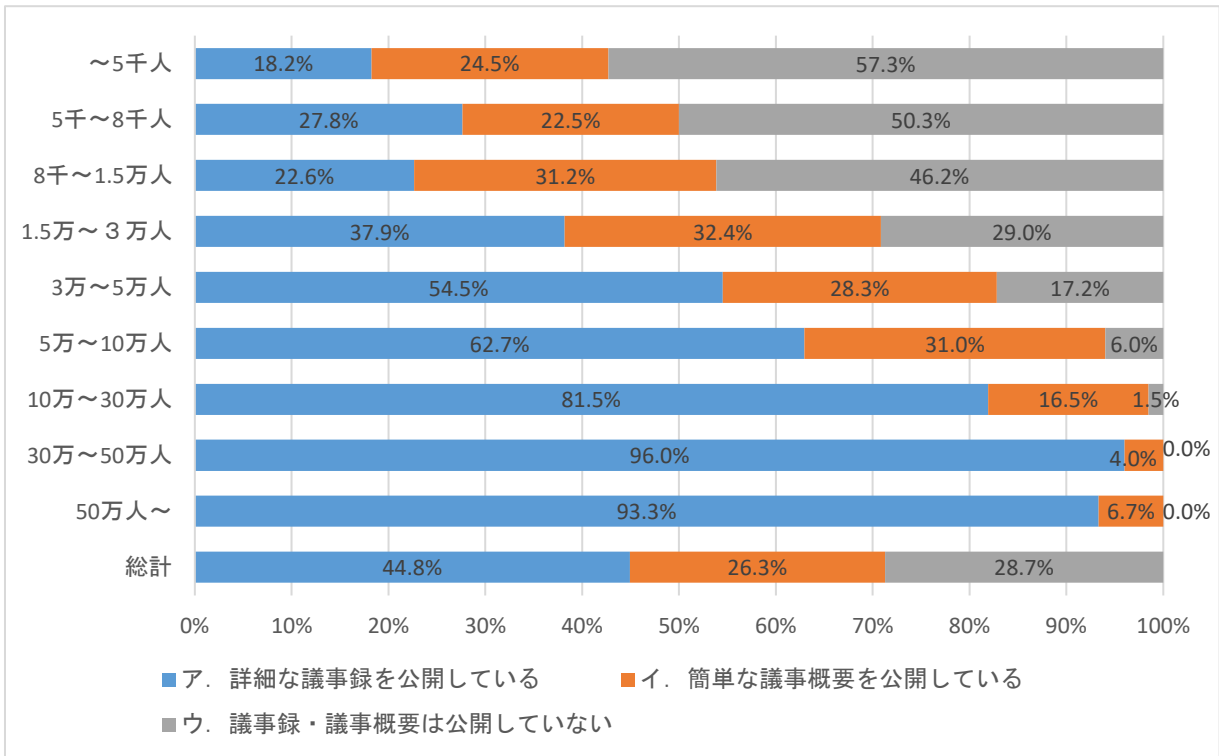
(市区町村規模別データ)



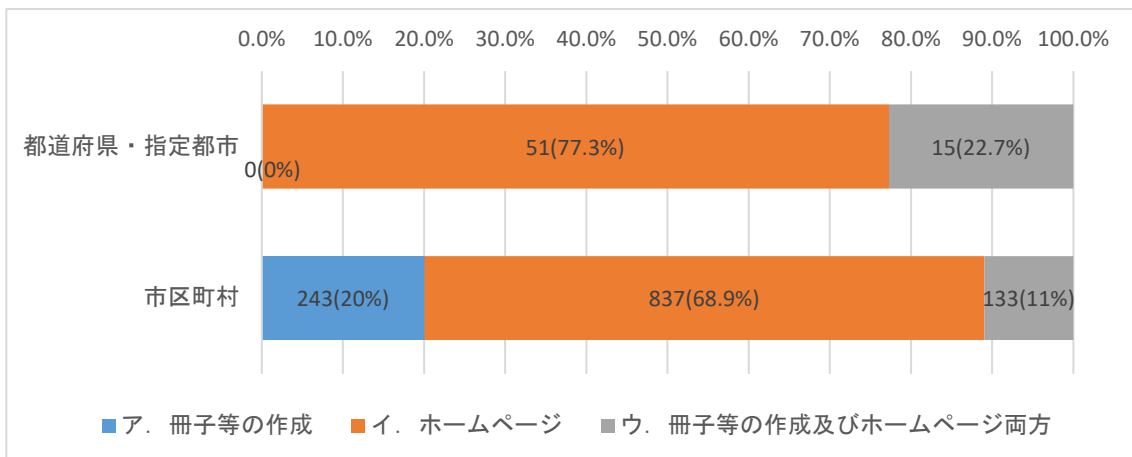
【図20】 議事録の公表状況



(市区町村規模別データ)



【図21】 議事録の公開方法



(6) 教育委員会会議の運営上の工夫

地域住民の意向をより一層教育行政に反映したり、教育委員会会議での議論を深めたりするためには、開催時間や場所等の運営方法に工夫が求められる。また、教育委員会会議の議題について、教育委員に事前に資料を配布したり、事前勉強会を実施したりするなどして、教育委員会会議での議論をより活発にしていこうことや、教育委員自らの提案による議題の設定等により、教育委員のリーダーシップを発揮していきことが期待される。今後とも、各教育委員会においては教育委員会会議の運営に様々な工夫を講じていくことが必要である。なお、多くの項目において、市区町村の取組は都道府県・指定都市よりも低調となっており、市区町村教育委員会において、一層の運営上の工夫が行われることが望まれる【表8】。

①教育委員会会議の運営上の工夫

【表8】

○運用上の工夫

| | 都道府県・指定都市 | 市区町村 |
|--|------------------|------------------|
| ①土日・祝日の開催 | 3.0% (4.5%) | 3.0% (3.5%) |
| ②夕方以降の時間帯（例えば17:00～）の開催 | 13.4% (6.0%) | 12.2% (13.4%) |
| ③傍聴者が多数入場できる、大規模な会場での開催 | 35.8% (23.9%) | 18.9% (15.2%) |
| ④移動（出張）教育委員会の開催及びそれに準ずるもの | 11.9% (17.9%) | 13.3% (19.7%) |
| ⑤教育委員会会議の開催日時や議案等の情報をホームページに掲載するなどして積極的に告知 | 98.5% (98.5%) | 45.1% (44.4%) |

※()内は平成30年度間の数値

○教育委員が活発に議論できるような取組の工夫

| | 都道府県・指定都市 | 市区町村 |
|------------------------------------|------------------|------------------|
| ①教育委員会会議の議題についての教育委員を対象とした事前勉強会の開催 | 71.6% (80.6%) | 13.6% (15.2%) |
| ②教育委員会会議で委員からの提案に基づき議題を設定 | 1.5% (7.5%) | 8.0% (9.3%) |
| ③教育委員会会議開催前の事前資料の配布 | 97.0% (95.5%) | 72.8% (72.4%) |
| ④教育委員向けの勉強会や意見交換会の開催 | 68.7% (62.7%) | 18.9% (14.5%) |
| ⑤学校訪問を行っている | 70.1% - | 74.9% - |

※()内は平成30年度間の数値

○その他の工夫の例

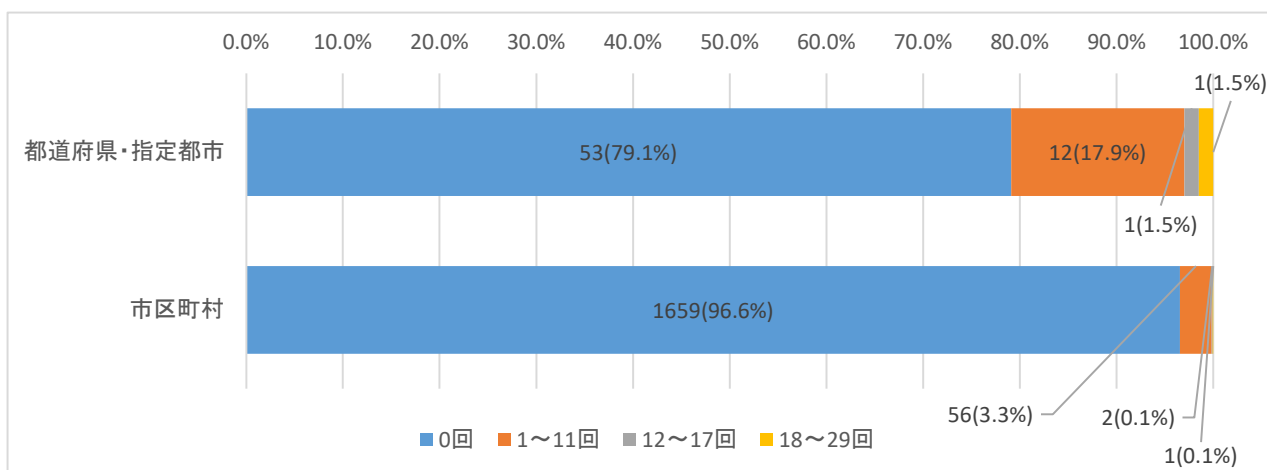
- ・教育委員協議会での勉強会や、学校等教育機関の視察を定期的を実施
- ・市町村教育委員会委員や県議会議員と県教育委員会委員との意見交換会を実施
- ・教育委員会の資料を事前に委員に提供
- ・教育委員若しくは事務局が提案した特定課題について、事務局担当課から教育委員に説明し、意見交換する機会を設けるなど、教育委員による調査研究活動の充実を図っている。
- ・会議時に「その他」を設け、委員からの自由な意見を聴取している
- ・重要な議案の議決を諮る際には、その前月の会議などで「協議」として提案し、教育委員からの意見を議案に反映できるように努めている。

②教育委員会会議のオンライン開催について

文部科学省では、令和2年7月28日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知において、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、オンライン会議システム等を活用して総合教育会議及び教育委員会の会議を開催する場合における考え方を各教育委員会に対して示している。各自治体におけるオンラインでの教育委員会会議の開催実績は【図22】のとおりであり、都道府県・指定都市の20.9%でオンラインによる開催が行われた。

【図22】 オンラインでの教育委員会会議の開催

※一部出席者のみがオンラインで参加する場合も含む



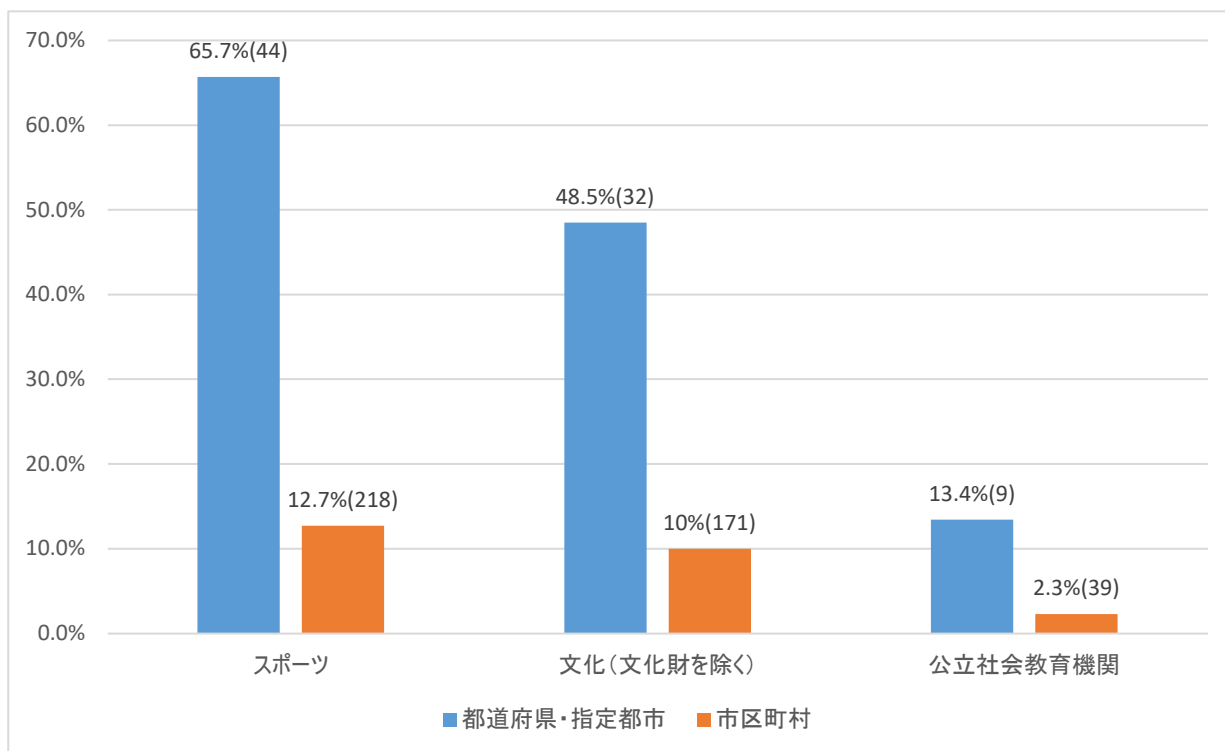
(7) 教育委員会と首長との連携

教育委員会は首長から独立した機関として地方教育行政を担っているが、地方公共団体全体として安定した調和のある行政の実施のためには、予算の編成・執行等、教育に関する大きな権限を有する首長との適切な連携・協力が重要である。

①地教行法第23条の規定によるスポーツ・文化・公立社会教育機関に関する事務の所掌の弾力化

スポーツ・文化・公立社会教育機関に関する事務については、地域づくり等の観点から、地域の実情や住民のニーズに応じて、条例で定めるところにより、首長が管理執行することができる（地教行法第23条）。条例によりスポーツに関する事務を首長が管理・執行することとした地方公共団体は都道府県・指定都市で44（平成30年度：38）、市町村で218（同：173）、文化に関する事務を首長が管理・執行することとした地方公共団体は都道府県・指定都市で32（同：28）、市町村で171（同：151）、公立社会教育機関に関する事務を首長が管理・執行することとした地方公共団体は都道府県・指定都市で9、市町村で39であり、その割合は【図23】のとおりである。

【図23】 スポーツ・文化に関する事務を首長が管理・執行している教育委員会



②教育委員会から首長部局への事務委任・補助執行の状況

教育委員会の所管する事務のうち、生涯学習・社会教育・文化・文化財保護・スポーツ・幼稚園の各分野に関する事務の一部について、地方自治法第180条の7の規定により、首長部局への事務委任・補助執行を行っている教育委員会の数は【表9】のとおりである。

全体的な傾向として、都道府県・指定都市においては、社会教育や文化については、事務委任・補助執行している場合が多く、市区町村においては、幼稚園の一部事務について補助執行をしている場合が多いことが読み取れる。

【表9】事務委任・補助執行の状況

※未回答自治体を除く

(自治体数(割合))

| | | 生涯学習 | 社会教育 | 文化 | 文化財保護 | スポーツ | 幼稚園 | 学校施設 |
|------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|
| 事務委任 | 都道府県・指定都市 | 5(7.5%) | 8(11.9%) | 10(14.9%) | 1(1.5%) | 4(6%) | 0(0%) | 1(1.5%) |
| | 市区町村 | 59(3.4%) | 56(22.4%) | 49(13.4%) | 29(13.4%) | 51(13.4%) | 72(9%) | 37(4.5%) |
| 補助執行 | 都道府県・指定都市 | 9(13.4%) | 15(22.4%) | 9(13.4%) | 9(13.4%) | 9(13.4%) | 6(9%) | 3(4.5%) |
| | 市区町村 | 59(3.4%) | 112(6.5%) | 57(3.3%) | 78(4.6%) | 79(4.6%) | 189(11%) | 46(2.7%) |

(※) 各分野の事務のうち、一部を事務委任、一部を補助執行している場合には、それぞれの項目において、「行っている」と回答。

(8) 事務の共同処理について

①市区町村における事務の共同処理

市区町村は、近隣の市区町村と協力して教育委員会の共同設置等の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備・充実に努めることとされており（地教行法第55条の2）、特に人口規模が小さい市区町村の教育委員会においては、事務処理体制を強化するために、近隣の市区町村と共同して事務を管理・執行することも一つの方策である。

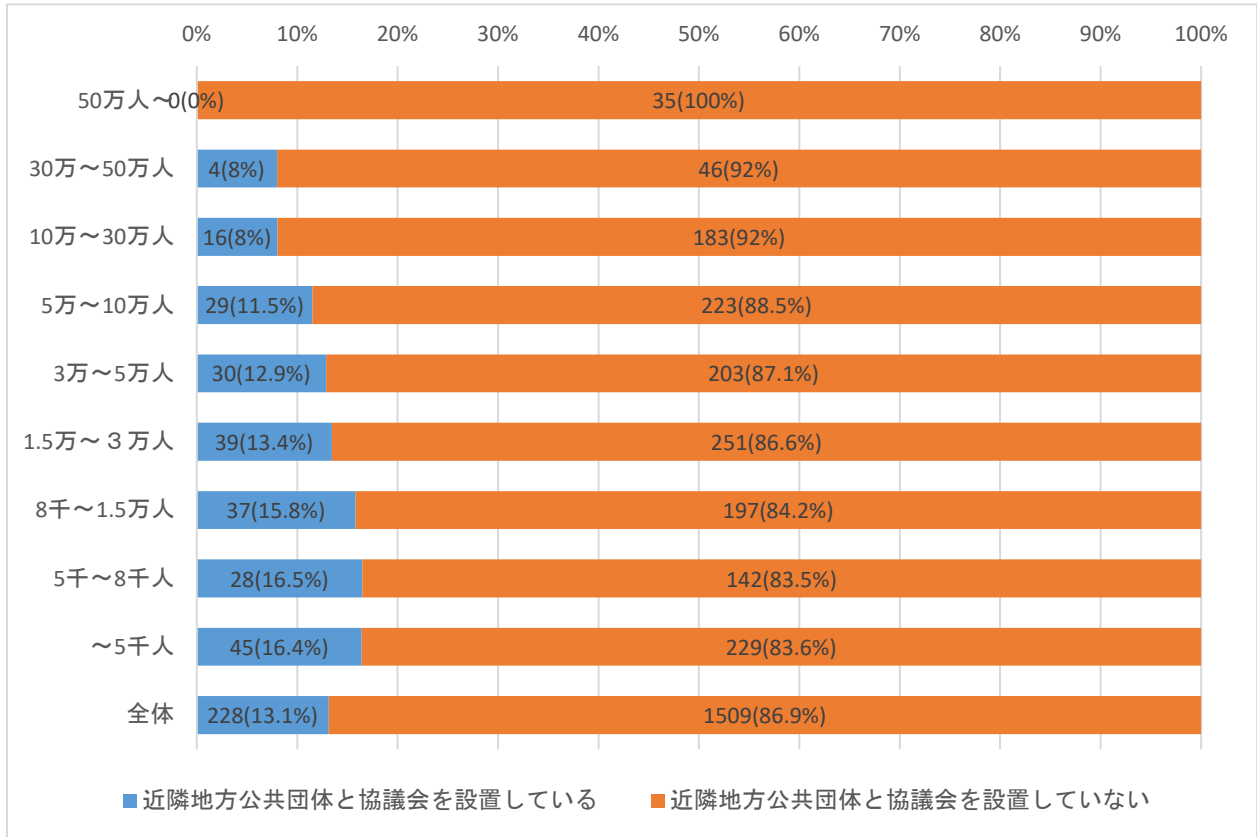
事務の共同処理を実施している市区町村教育委員会の割合は【表10】のとおりである。「近隣地方公共団体と協議会を設置」している教育委員会で共同処理している事務としては、障害のある児童生徒への就学指導事務、教員の研修に係る事務、学校給食に係る事務、教職員の人事に係る事務等の例が多くみられ、「職員を共同で設置」している教育委員会では、指導主事を共同設置している例が多くみられた。さらに、「近隣地方公共団体への事務委託」を実施している教育委員会では、委託している事務として、児童生徒の就学に係る事務が多くみられた。

【表10】市区町村（指定都市を含む。）における事務の共同処理

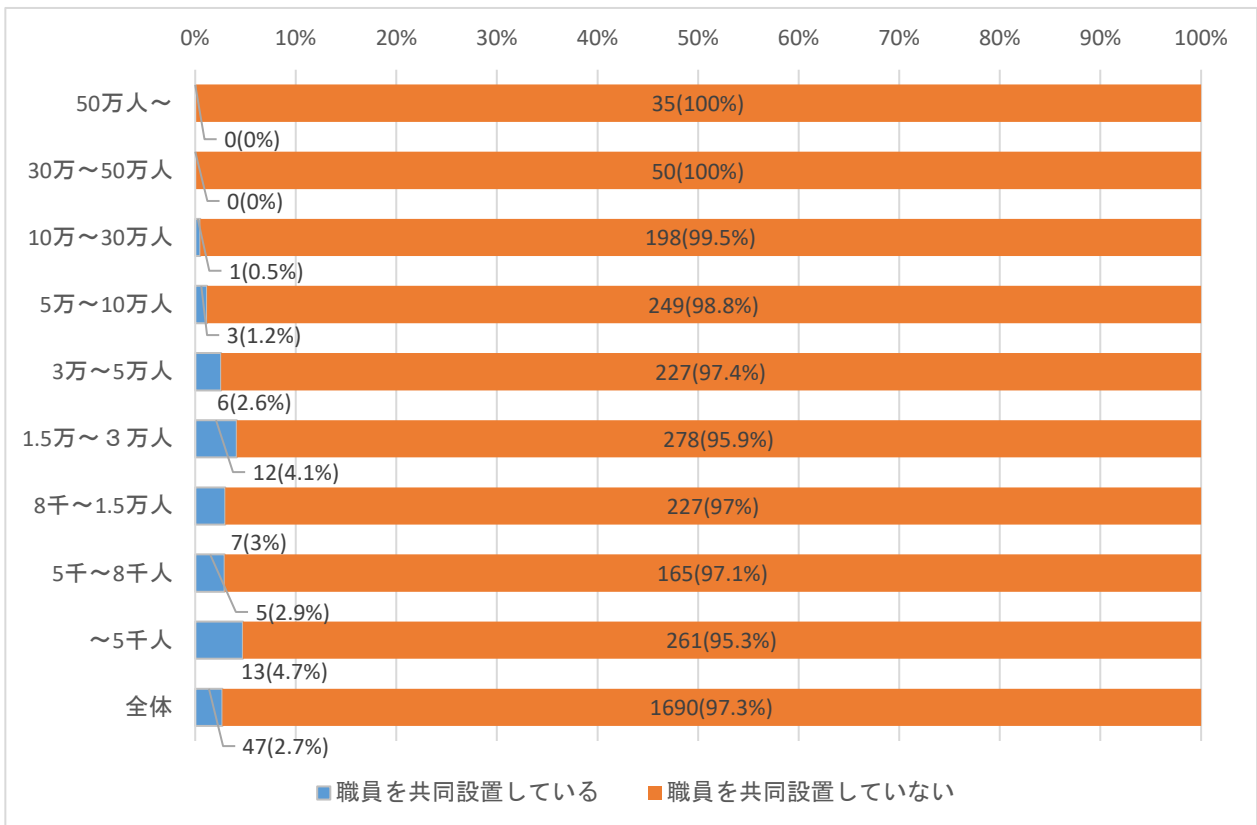
| 近隣地方公共団体と協議会を設置 | 職員を共同設置 | 近隣地方公共団体との事務委託 |
|-----------------|----------|----------------|
| 228(13.1%) | 47(2.7%) | 121(7%) |

○市区町村規模別

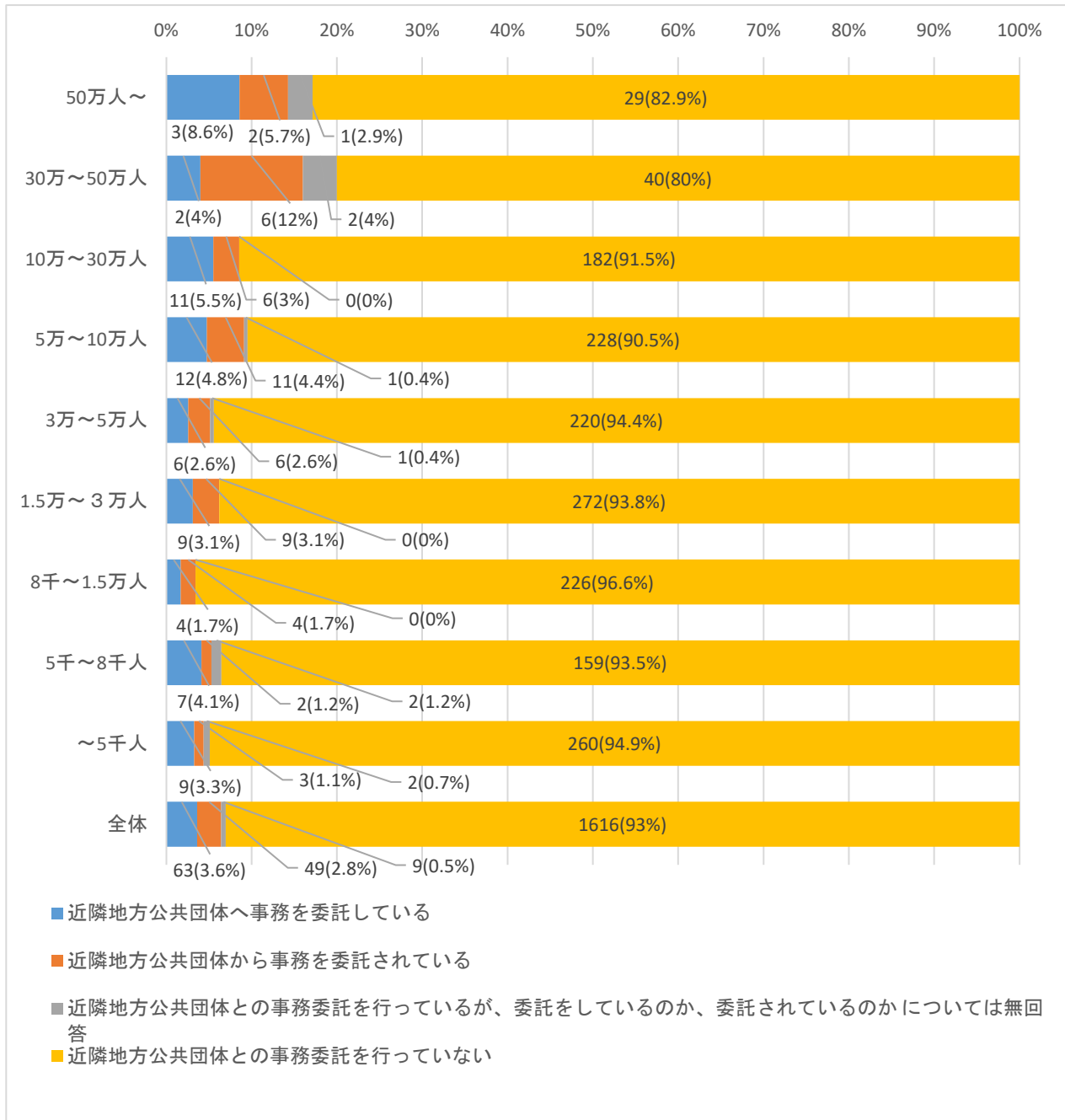
事務の共同処理（近隣地方公共団体との協議会の設置状況）



事務の共同処理（職員の共同設置の状況）



事務の共同処理（近隣地方公共団体との事務委託状況）

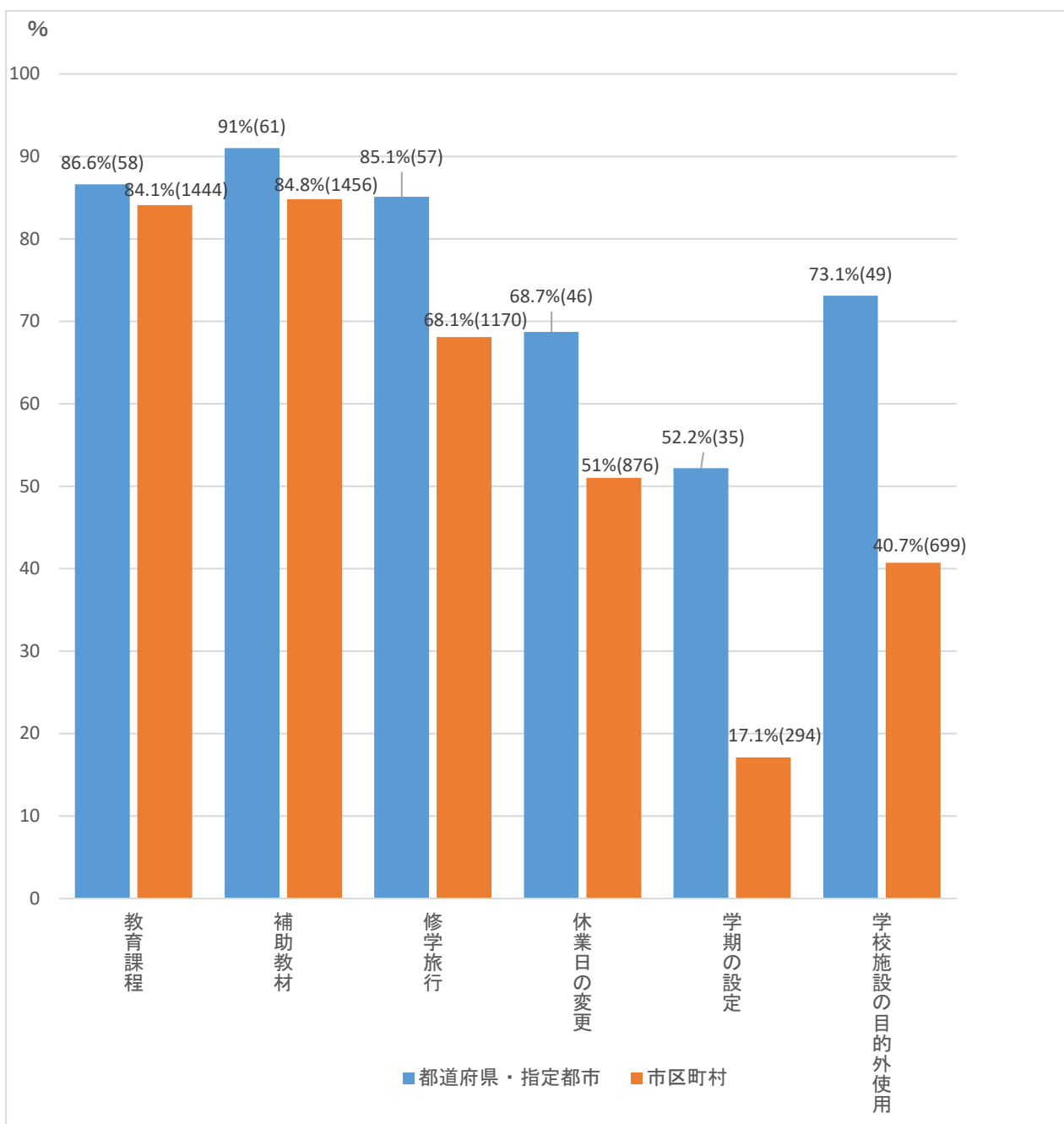


(9) 学校の裁量拡大

① 学校管理規則の見直し状況

各学校において、教育課程の編成、副教材の使用、宿泊を伴う学校行事の決定、休業日の変更、学期の設定等を行う際に、許可あるいは承認による関与を行わない教育委員会の割合は【図24】のとおりである。

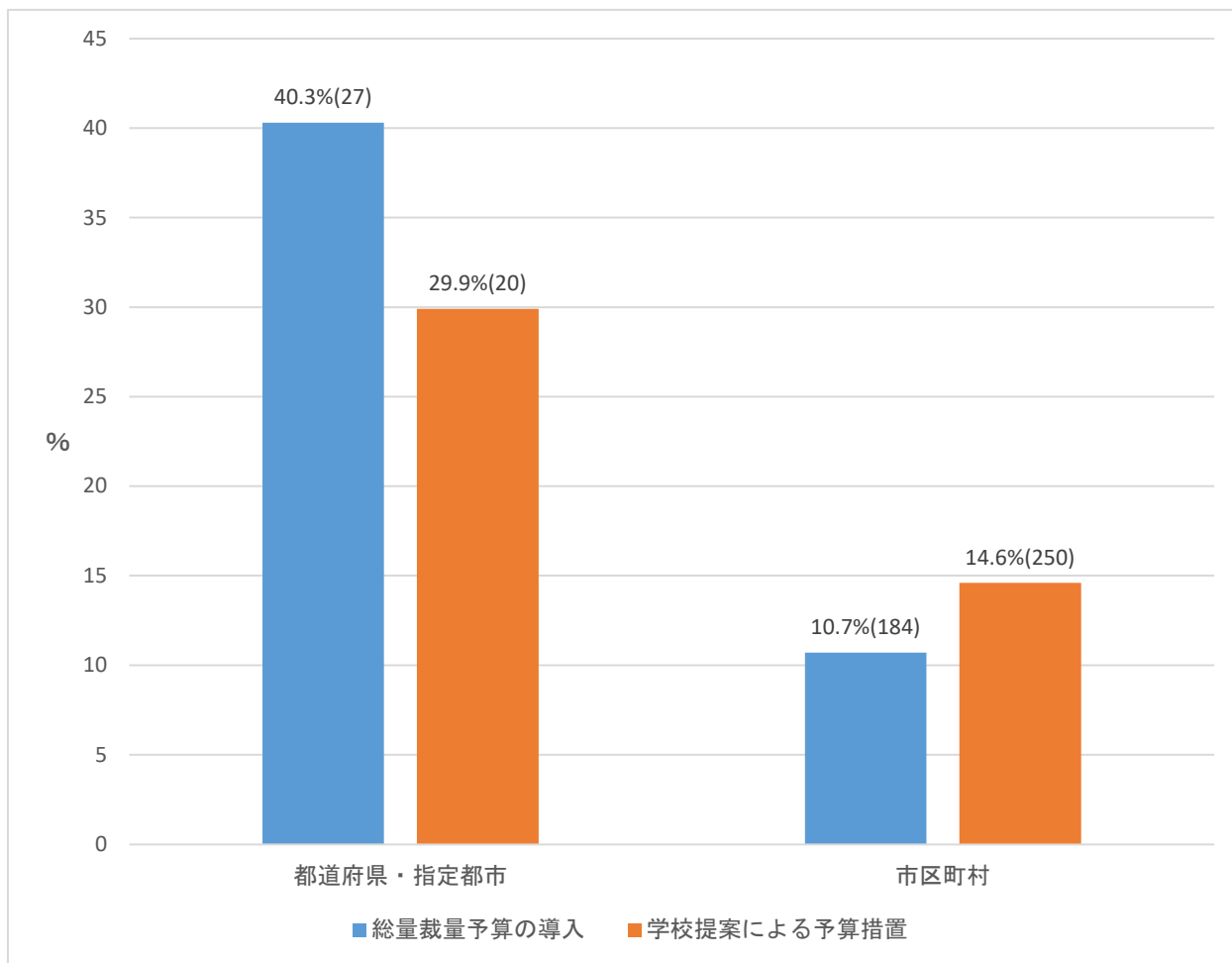
【図24】 学校管理規則で、学校の各種取組について許可・承認による関与を行わないこととしている教育委員会



②学校裁量予算についての取組状況

学校配当予算の総額が予算項目ごとではなく、総枠として学校に配当される総額裁量予算制度を導入している教育委員会は、都道府県・指定都市で40.3%（平成30年度：41.8%）、市区町村で10.7%（同：9.6%）、学校が企画提案した独自の取組について査定し、特別の予算を措置したりするなどの取組を行う教育委員会は都道府県・指定都市で29.9%（同：38.8%）、市区町村で14.6%（同：16.0%）となっており【図25】、予算面においても学校の裁量を拡大する取組が行われている。

【図25】 学校裁量予算を導入している教育委員会の割合



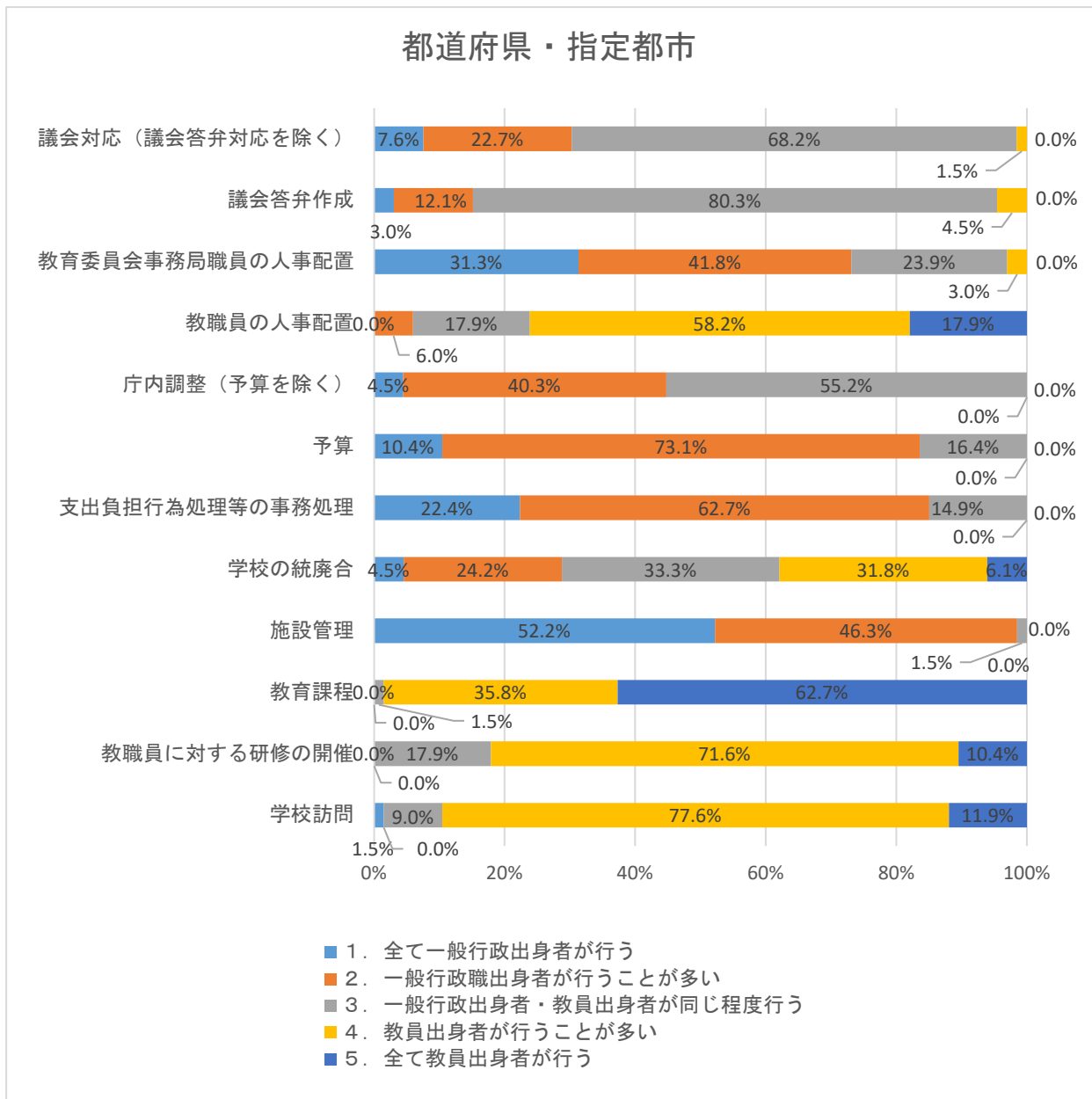
(10) 教育委員会事務局の状況

① 職員の従事している業務について

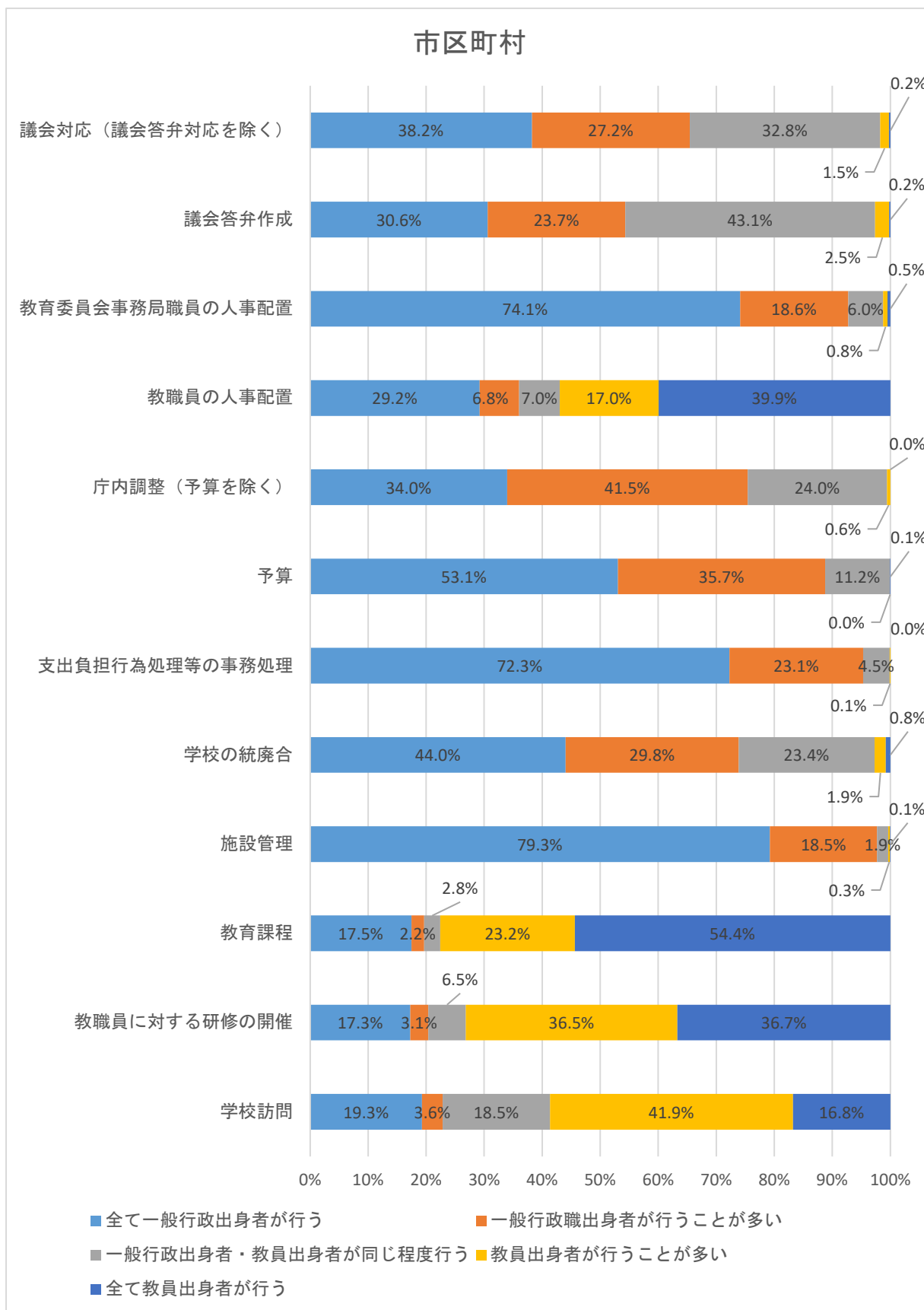
一般に、教育委員会事務局には、一般行政職採用の者と、教員採用試験によって採用され教員として勤務していたが人事異動によって教育委員会事務局に勤務している職員が存在する。

一般行政職出身者と教員出身者の職務分担については、【図26】と【図27】のとおり、予算関係業務や支出負担行為等の事務処理、学校施設管理等の事務的な業務は一般行政職出身者が行うことが多く、学校訪問や教育課程、教職員に対する研修等の学校教育活動に係る業務については教員出身者が行うことが多い傾向となっている。また、議会対応や議会答弁作成、庁内調整（予算を除く）については、一般行政職員に加えて、一定程度教員出身者が従事する傾向もみられる。

【図26】 都道府県・指定都市の教育委員会事務局職員の出身別従事する業務の割合



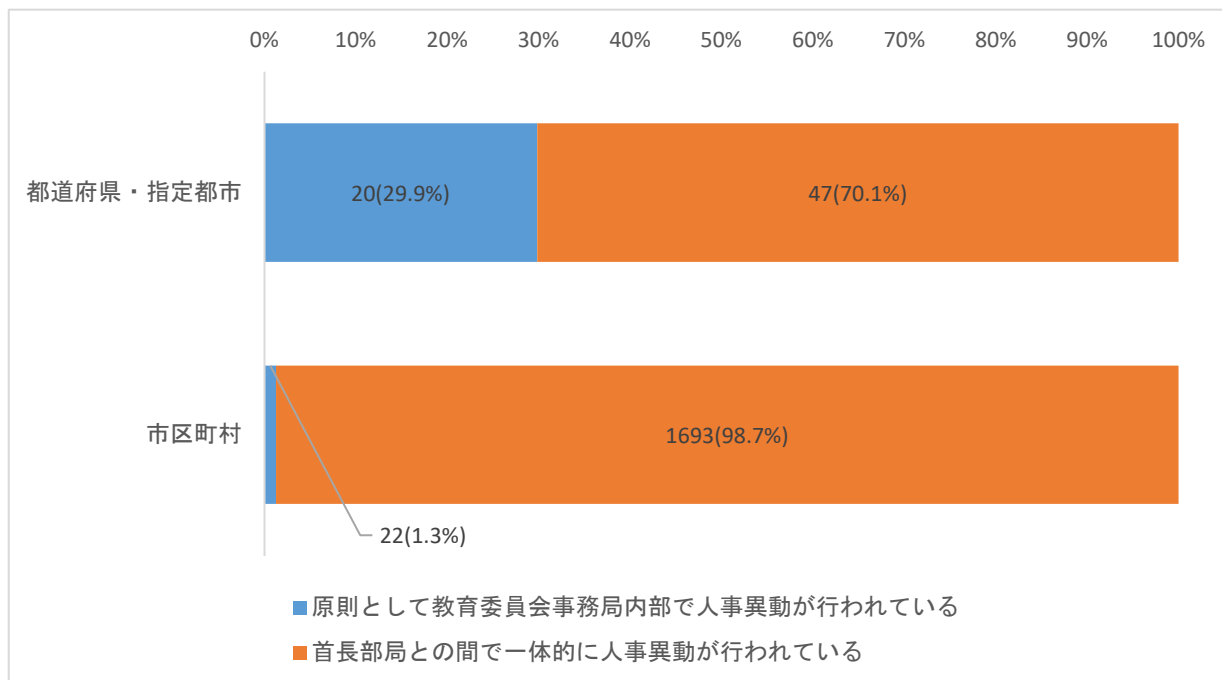
【図27】 市区町村の教育委員会事務局職員の出身別従事する業務の割合



②事務局職員の人事異動について

教育委員会事務局職員の人事異動について、都道府県・指定都市では、29.9%が原則として教育委員会事務局内部で人事異動が行われているのに対し、市区町村では、98.7%が首長部局との間で一体的に人事異動が行われている。【図28】

【図28】教育委員会事務局職員の人事異動



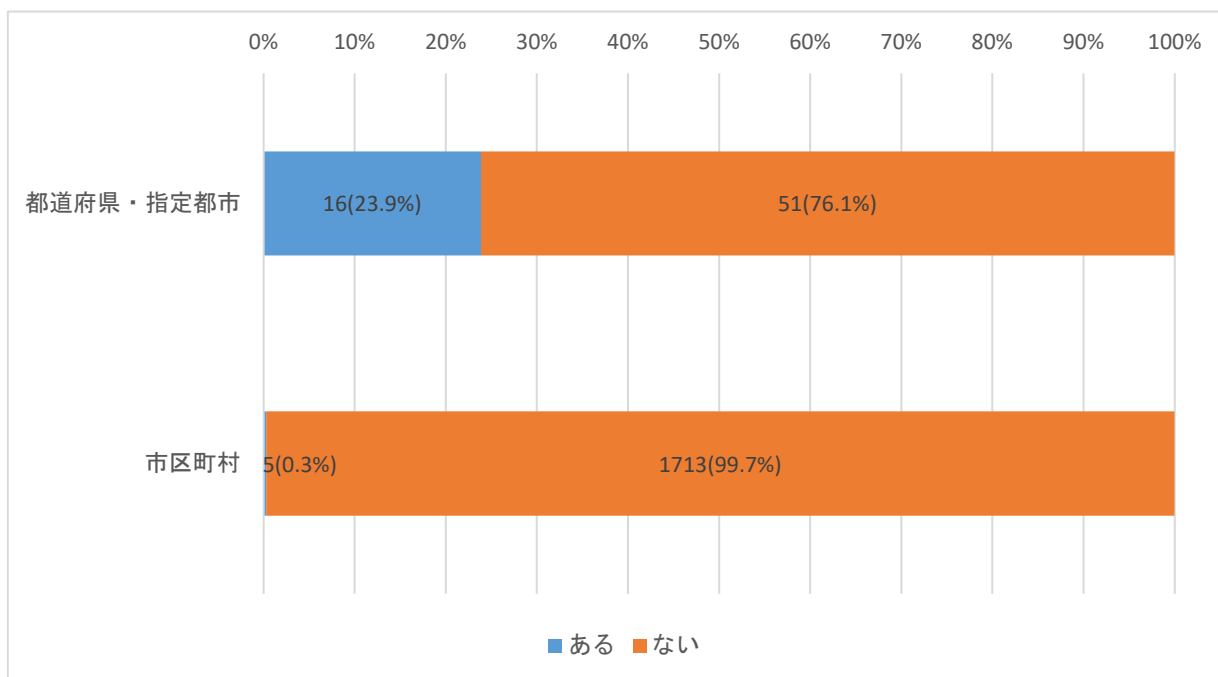
(11) 教育委員会事務局職員の専門性

①教育委員会事務局における専門職員の採用

都道府県・指定都市においては、23.9%が教育行政職員として独自に新卒採用する制度があるのに対し、市区町村においては、ほとんどの自治体で教育行政職の独自採用がない。【図29】
また、中途採用についても同様の傾向がある。

※本調査において、教育行政職とは「教育委員会事務局でキャリアのほとんど（おおむね半分以上）を過ごす一般行政職員を指し、学校事務職員は除く。」とした。

【図29】 首長部局で採用された職員が教育委員会事務局に出向する仕組み以外に、教育委員会事務局職員（教員籍の職員を除く。）を教育委員会が教育行政職として独自に新卒採用する制度の有無



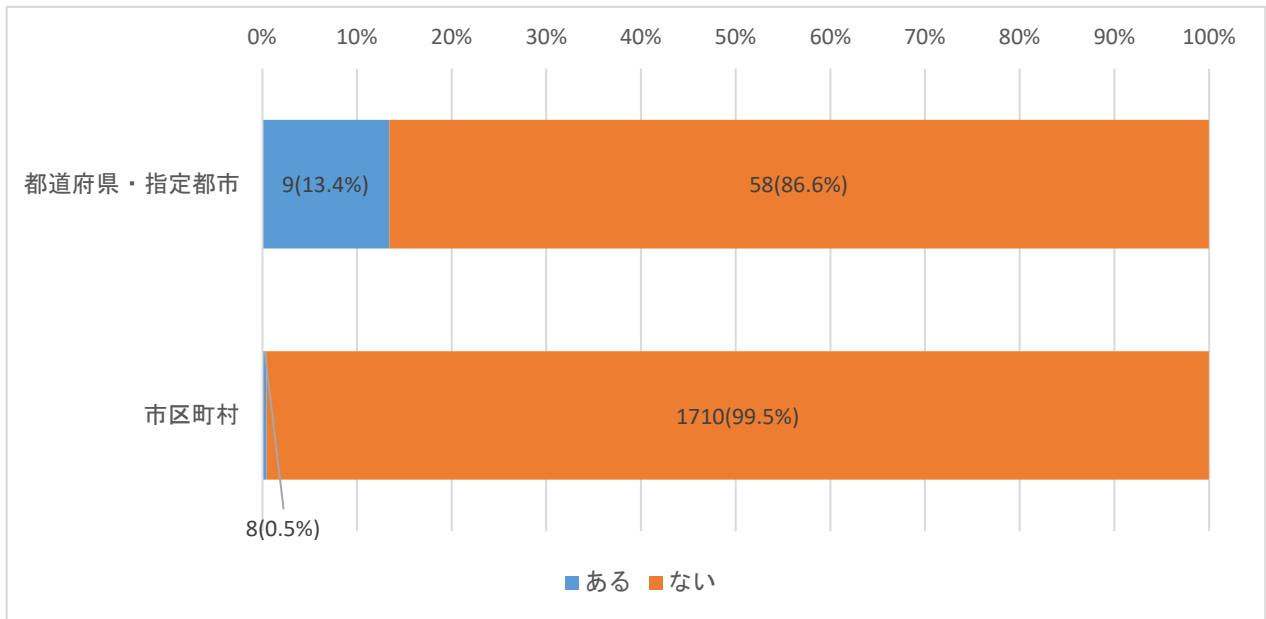
都道府県・指定都市

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、石川県、長野県、広島県、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、横浜市、京都市

市区町村

北海道利尻富士町、埼玉県戸田市、神奈川県逗子市、大阪府吹田市、兵庫県尼崎市

【図30】 首長部局で採用された職員が教育委員会事務局に出向する仕組み以外に、(a)教育委員会事務局職員（教員籍の職員を除く。）を教育委員会が教育行政職として独自に中途採用する制度の有無



都道府県・指定都市

北海道、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、石川県、広島県、横浜市、京都市

市区町村

北海道余市町、北海道利尻富士町、神奈川県逗子市、大阪府吹田市、兵庫県尼崎市、和歌山県高野町、岡山県備前市、沖縄県東村

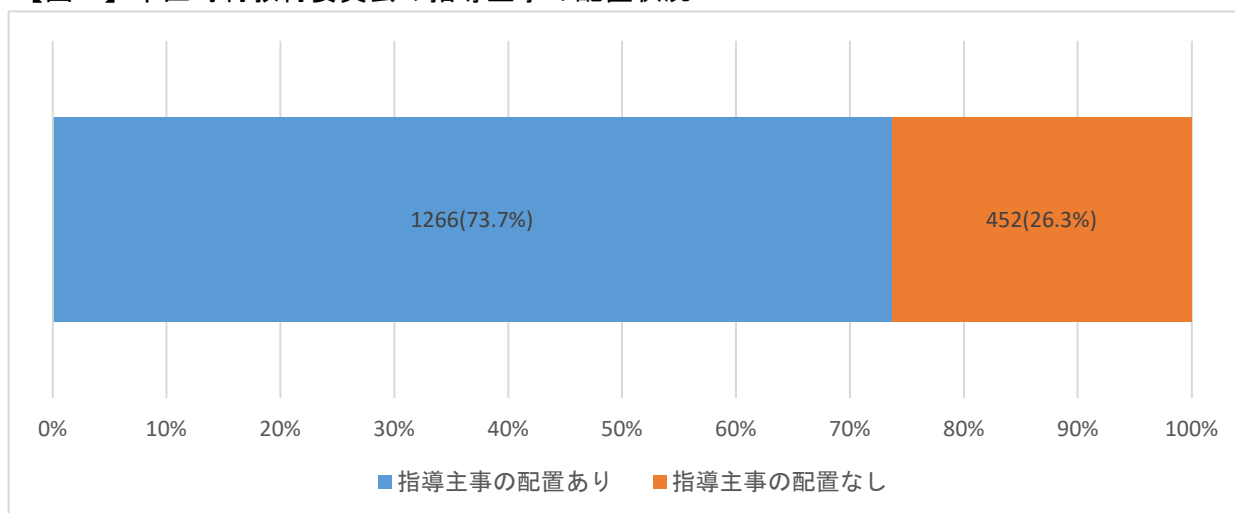
(12) 指導主事の配置

①市区町村教育委員会の指導主事の配置状況

教育行政の充実は、指導主事などの専門的職員の存在に大きく左右されるものであり、その配置を充実することが重要である。そのため、地教行法第18条第2項では、市区町村教育委員会は指導主事の配置に努めることとされている。

指導主事を配置している市区町村教育委員会は73.7%となっている【図31】。

【図31】市区町村教育委員会の指導主事の配置状況



○市区町村規模別

